

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

～ 公共交通機関の施設 ～

令和3年7月
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」

目次

ガイドブックご利用上の注意

ガイドブックの構成

公共交通機関の施設の整備基準の解説

| | | |
|----|----------------|----|
| 1 | 移動円滑化経路 | 01 |
| 2 | 視覚障害者誘導用のブロック等 | 04 |
| 3 | 出入口 | 06 |
| 4 | 改札口 | 08 |
| 5 | 通路等 | 10 |
| 6 | 傾斜路（踊場を含む。） | 12 |
| 7 | 階段（踊場を含む。） | 14 |
| 8 | 昇降機（エレベーター） | 16 |
| 8 | 昇降機（エスカレーター） | 19 |
| 9 | 乗降場 | 22 |
| 10 | 便所 | 25 |
| 11 | カウンター等 | 32 |
| 12 | 案内板等 | 34 |
| 13 | 券売機 | 37 |
| 14 | 育児用施設 | 39 |
| 15 | 休憩設備 | 41 |

▶▶ ガイドブックご利用上の注意

このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。
(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。)
ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

- ・福祉のまちづくり条例：埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）
- ・バリアフリー条例：埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県バリアフリー条例：）

○設計にあたってご配慮ください。

- ・どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方のニーズを聞き、設計を行ってください。

○ホームページ情報

- ・このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・随時更新のため、冊子は発行していません。画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。

≫ ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- ・表の左の列は整備する箇所です。
- ・表の中央の列は整備基準となります。
- ・表の右の列は根拠（施行規則等の番号）になります。

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

《凡例》

整備項目の前に掲載されている記号は下記のとおりです

●福祉のまちづくり条例

埼玉県福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる基準や寸法等

○標準的な整備

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの。

◇望ましい整備

標準的な整備内容より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの。

1 移動円滑化経路

《基本的考え方》

- ・「公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）」を乗降場ごとに1以上設ける。
- ・駅舎の改札口が複数設けられている場合には、それぞれの改札口を通る経路においても高齢者、障害者等が円滑に通行できるよう整備する。

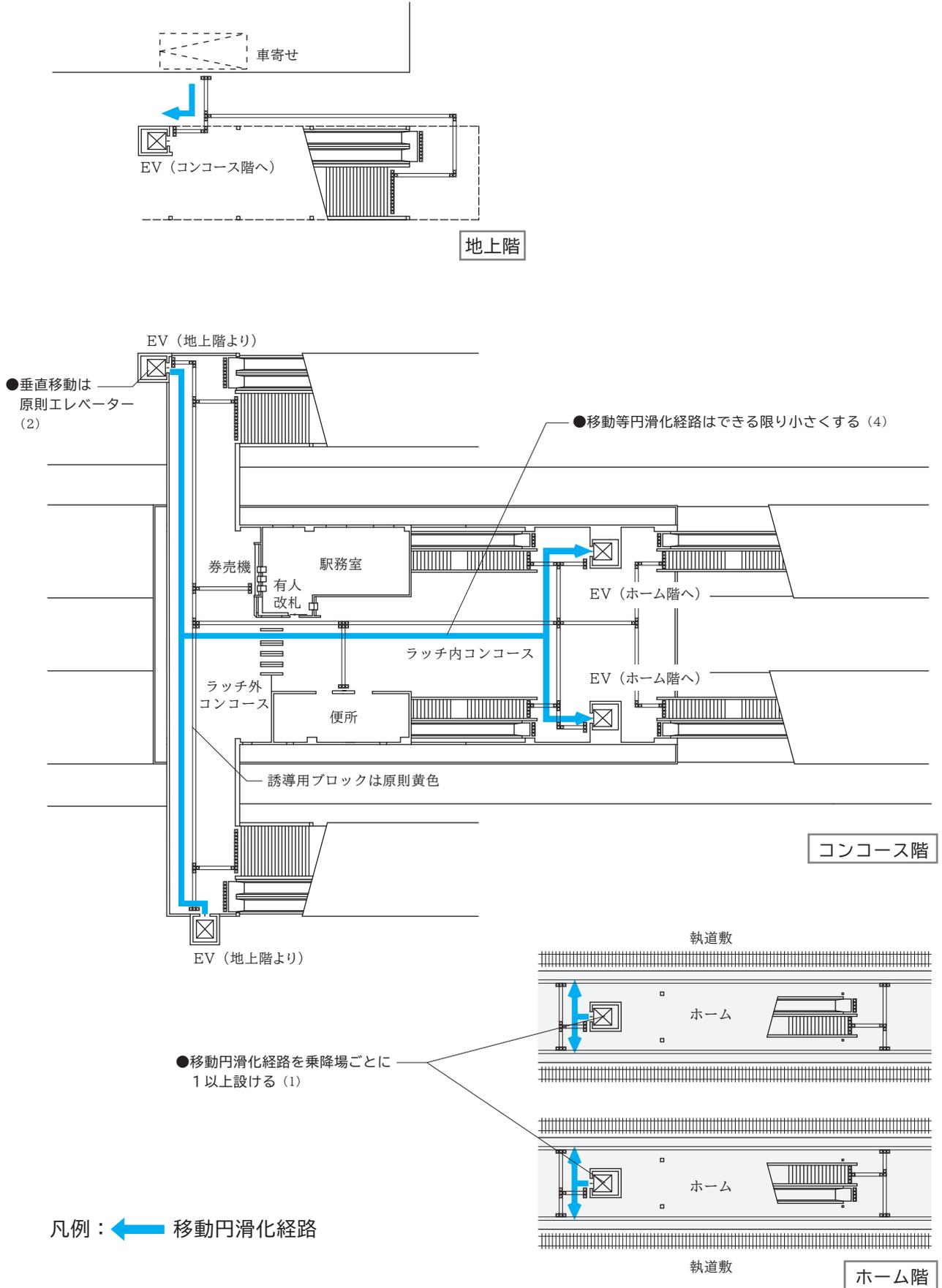
| | | |
|-------------|--|--------------|
| 乗降場ごとに1以上設置 | (1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（公共交通の事業者が旅客の運送事業の用に供する車両、自動車及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。 | イ 移動円滑化経路（1） |
| 傾斜路又はエレベーター | (2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあつては、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。 | イ 移動円滑化経路（2） |
| | (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、(2)の規定によらないことができる。 | イ 移動円滑化経路（3） |
| 経路 | (4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 | イ 移動円滑化経路（4） |

| | | |
|--------|--|--------------|
| 乗り継ぎ経路 | <p>(5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路((6)において「乗継ぎ経路」という。)のうち、 (2) 及び(3)の「傾斜路又はエレベーター」 〔3 出入口〕の【2】、 〔4 改札口〕の【2】、 〔5 通路等〕の【2】、 〔6 傾斜路(その踊場を含む。)]の【2】 〔8 昇降機〕 に定める基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。</p> | イ 移動円滑化経路(5) |
| | <p>(6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> | イ 移動円滑化経路(6) |
| 出入口 | <p>(7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ1以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。</p> | イ 移動円滑化経路(7) |

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 移動円滑化経路における各部分の構造については、それぞれの基準に従う。
- 移動円滑化経路と乗車券販売所等及び車椅子対応トイレ等との間の経路のうち1以上は、移動円滑化経路と同様の基準を満たすこと。

《橋上駅の移動円滑化経路》



2 視覚障害者誘導用のブロック等

《基本的考え方》

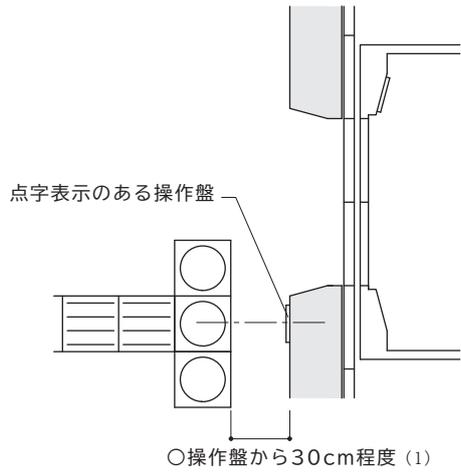
- ・ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路（移動等円滑化経路）上に、視覚障害者の誘導動線を設定する。

| | | |
|--------------------------------|---|----------------------|
| 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声等による誘導設備の設置 | (1) 利用者の用に供する通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 | ロ 視覚障害者誘導用のブロック等 (1) |
| 表面 | (2) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。 | ロ 視覚障害者誘導用のブロック等 (2) |

《標準的な整備（整備基準の解説）》

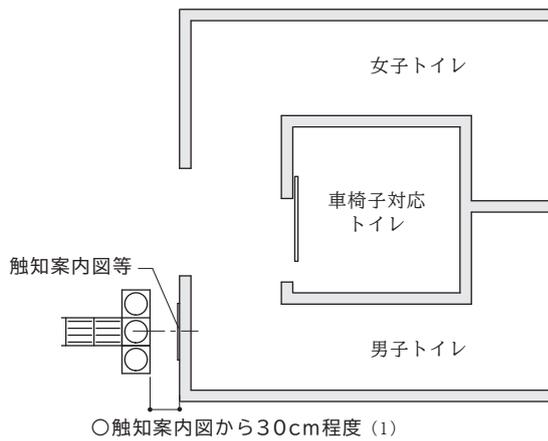
- 【形状】線状ブロック、点状ブロック等の形状及び寸法は JIS T 9251 に合わせる。
- 【色】色は黄色を原則とする。
- 【点状ブロックの位置】エレベーターは点字表示のある乗降口ビー側の操作盤から 30cm 程度、トイレは触知案内図等から 30cm 程度、券売機は券売機の手前のカウンターから 30cm 程度離して敷設する。また、同一駅内のエレベーターへの誘導用ブロックの敷設方法は統一する。

《エレベーターまでの敷設例》



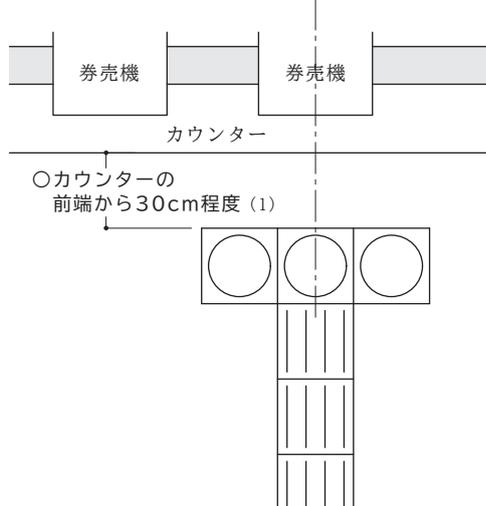
出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 430ページ【図16.3】（一部、変更しています。）

《トイレまでの敷設例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 430ページ【図16.4】（一部、変更しています。）

《券売機までの敷設例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 430ページ【図16.1】（一部、変更しています。）

3 出入口

《基本的考え方》

- ・ 公共用通路への出入口については、誰もが駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部から円滑にアプローチできるよう分かり易い配置とする。
- ・ 出入口への動線は車椅子使用者等が遠回りにならないものとする。

【1】各室の出入口

| | | |
|------|--|--------------|
| 1以上 | 利用者の用に供する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。 | ハ 出入口 (1) |
| 幅 | (1) 幅は 80cm 以上とすること。 | ハ 出入口 (1)(一) |
| 戸の構造 | (2) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 | ハ 出入口 (1)(二) |
| 段 | (3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。 | ハ 出入口 (1)(三) |

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【水平区間】戸の前後には、車椅子 1 台が止まることができるよう 1.5m以上の長さの水平区間を設ける。

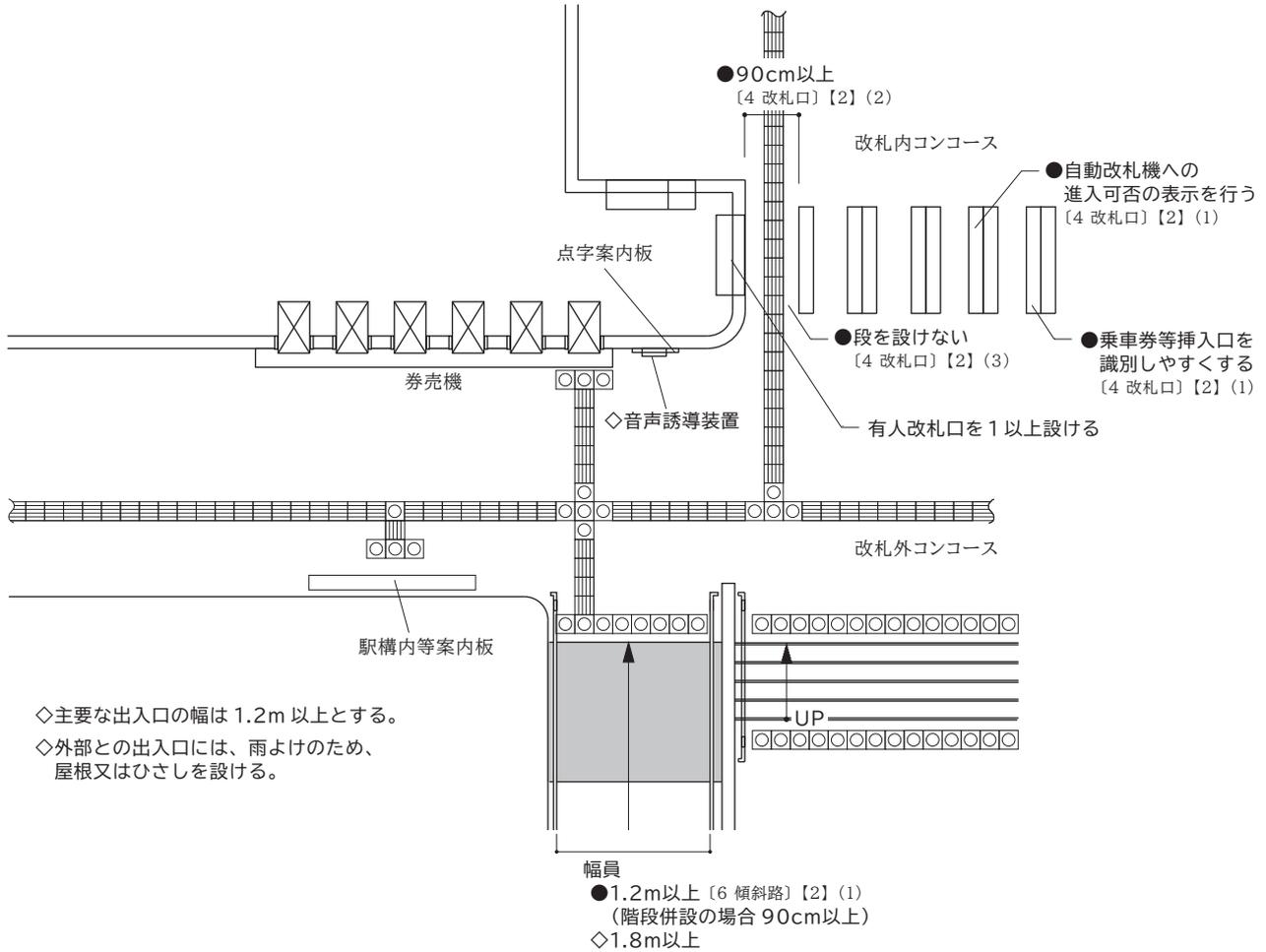
【2】移動円滑化経路を構成する出入口

| | | |
|------|--|--------------|
| 幅 | (1) 幅は 90cm 以上とすること。 | ハ 出入口 (2) |
| 戸の構造 | (2) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 | ハ 出入口 (1)(二) |
| 段 | (3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。 | ハ 出入口 (1)(三) |

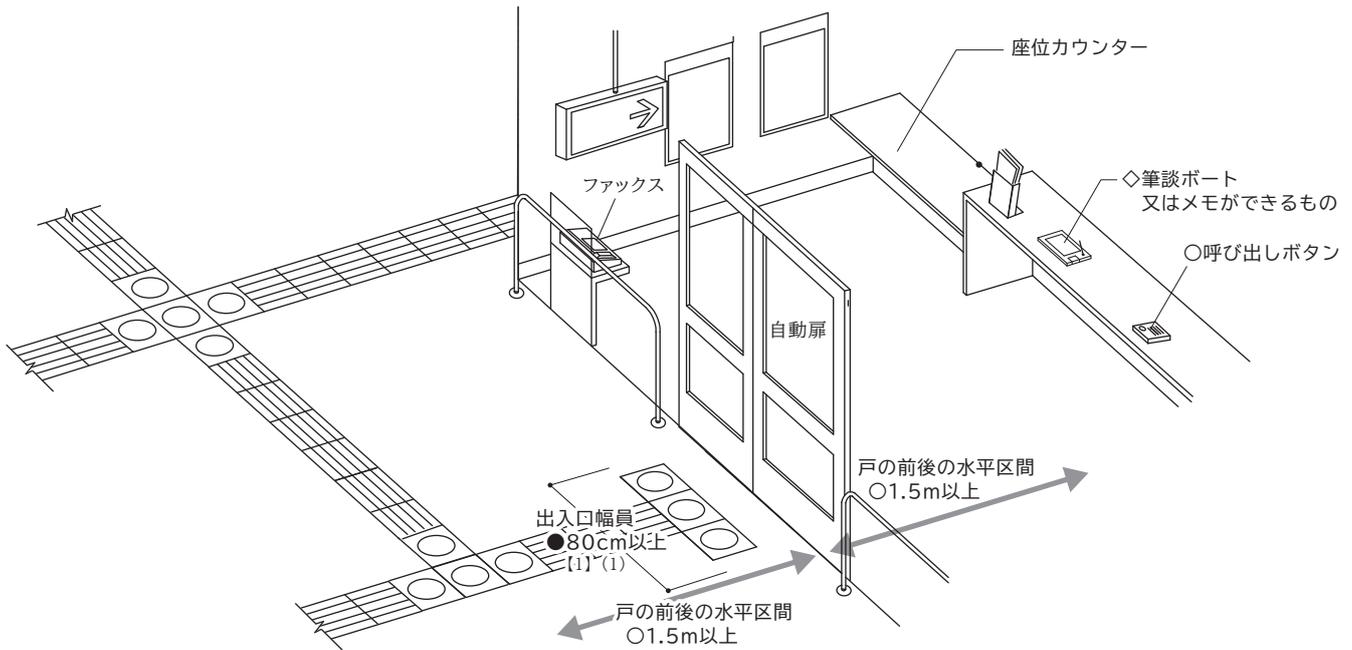
《望ましい整備》

- ◇【主要な出入口】移動円滑化経路を構成する主要な出入口の幅は 1.2m以上とする。
- ◇【屋根・ひさし】外部との出入口には、雨よけのため、屋根又はひさしを設ける。
- ◇【視覚障害者対応】音声誘導装置等による誘導を行う。

《公共用通路と出入口（改札口）の配置》



《出入口の例》



4 改札口

《基本的考え方》

- ・ 移動円滑化経路を構成する改札口は、車椅子使用者、視覚障害者等誰もが円滑に利用できるものとする。
- ・ 改札口には、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮して有人改札口を設けることが望ましい。
- ・ 改札口の1以上には、券売機等から連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、また音声誘導設備を併用して視覚障害者の円滑な移動に配慮する。

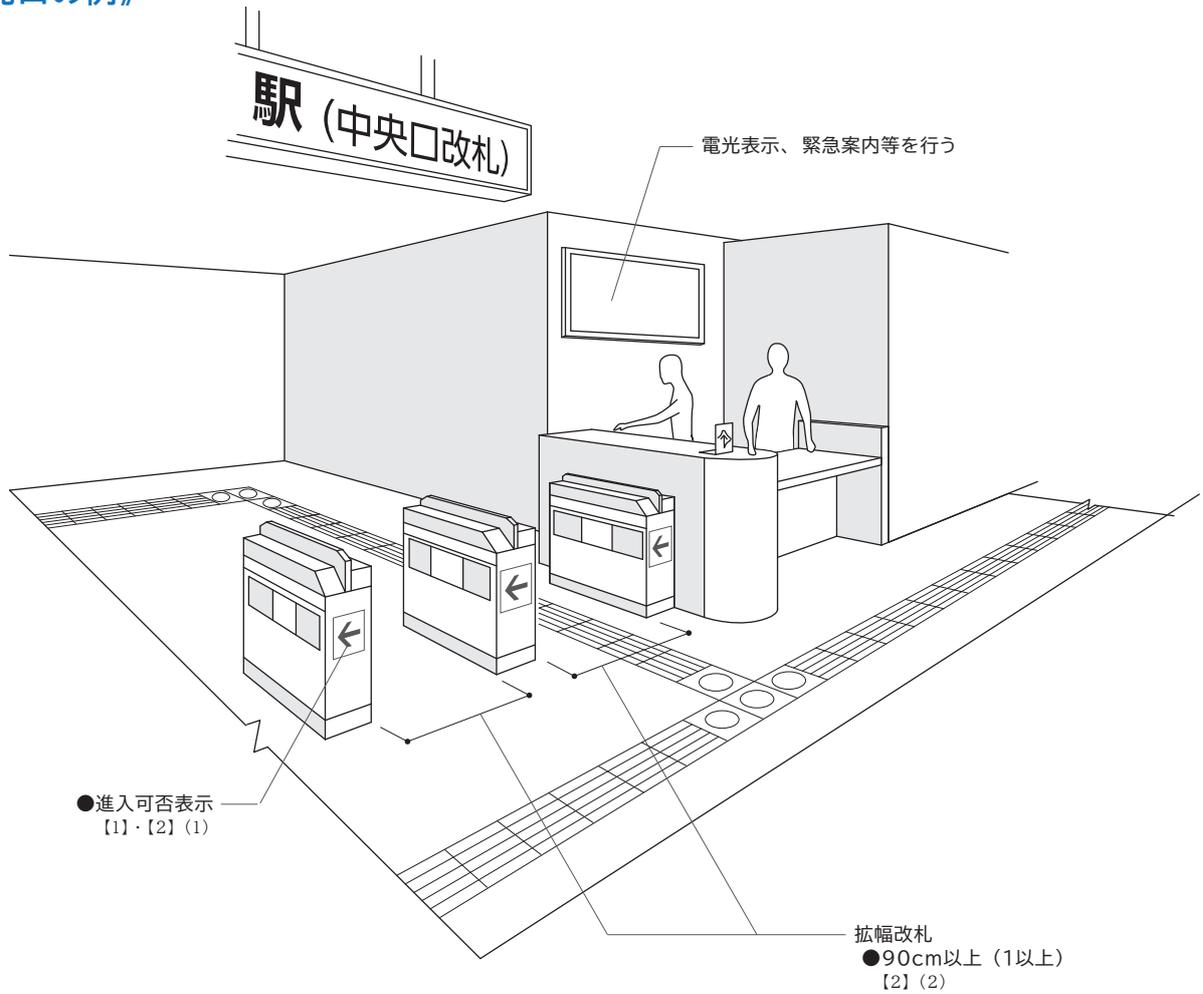
【1】自動改札機

| | | |
|-------|--|-----------|
| 自動改札機 | 改札口に自動改札機を設ける場合においては、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものとする。 | ニ 改札口 (1) |
|-------|--|-----------|

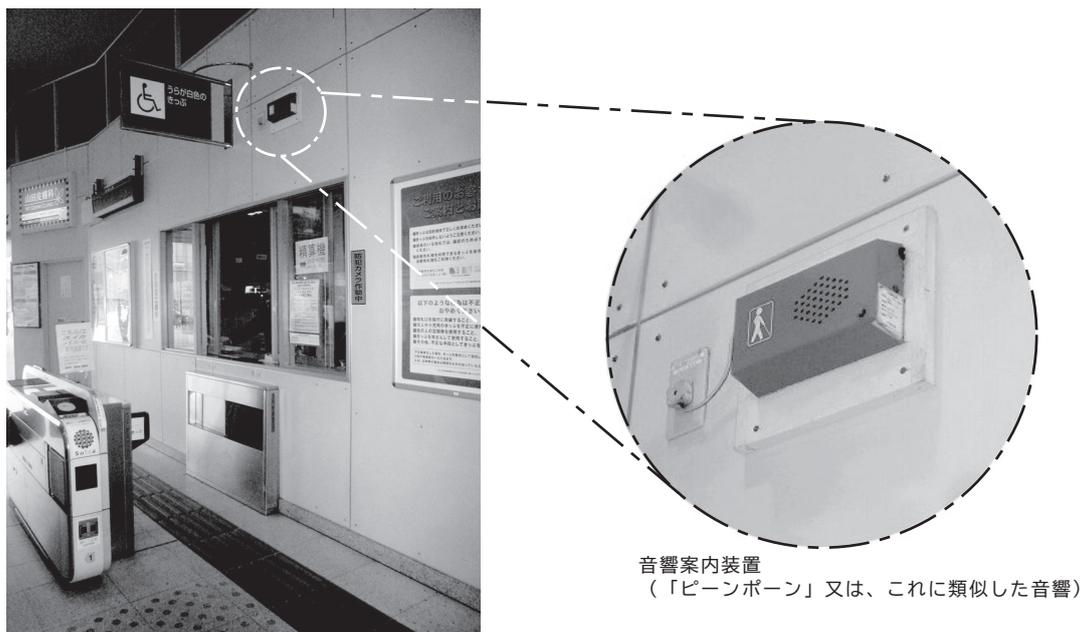
【2】移動円滑化経路を構成する改札口

| | | |
|-------|---|--------------|
| 自動改札機 | (1) 改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。 | ニ 改札口 (1) |
| 幅 | (2) 幅は90cm以上とすること。 | ニ 改札口 (2)(一) |
| 段 | (3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。 | ニ 改札口 (2)(二) |

《改札口の例》



《音響案内（鉄軌道駅の改札口）の例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年(2019年)3月改訂版 427ページ【図15.1】

5 通路等

《基本的考え方》

- ・誰もが円滑に利用できるよう複雑な平面計画をせず、また曲がり角や各建築部位、設備等が突出しないように整備する。

【1】通路等

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 幅員 | (1) 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、1.5m以上とすること。 | ホ 通路等 (1)(一) |
| 路面仕上げ | (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | ホ 通路等 (1)(二) |
| 段 | (3) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔7 階段 (その踊場を含む。)] に定める基準を準用すること。 | ホ 通路等 (1)(三) |
| 突出物等 | (4) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。 | ホ 通路等 (1)(四) |
| 排水溝 | (5) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 | ホ 通路等 (1)(五) |

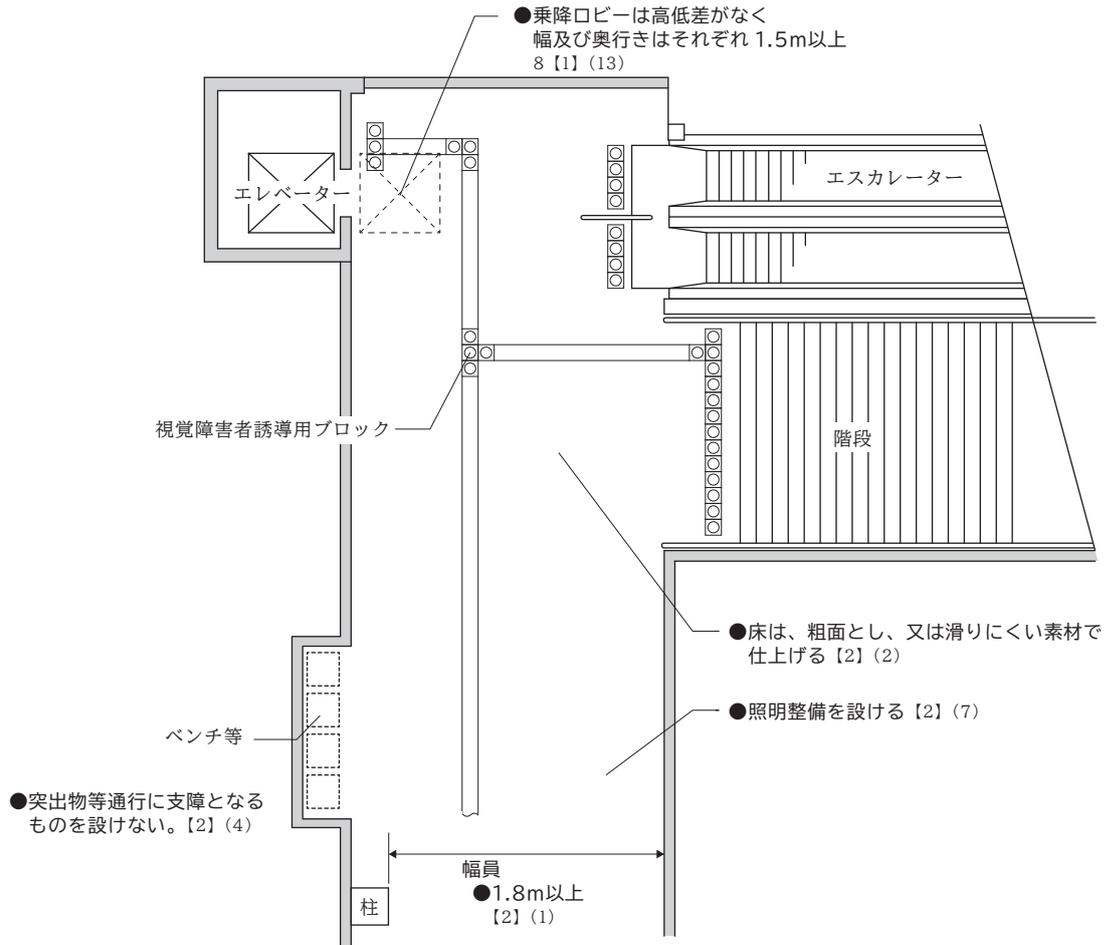
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【ベンチ】ベンチは、通行の支障とならないように設ける。

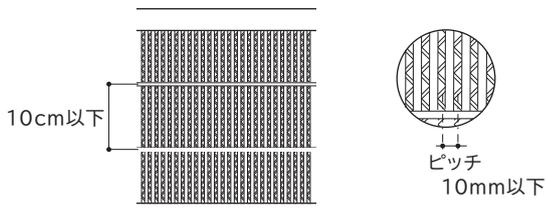
【2】移動円滑化経路を構成する通路等

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 幅員 | (1) 幅は、1.8m以上とすること。 | ホ 通路等 (2)(一) |
| 路面仕上げ | (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | ホ 通路等 (1)(二) |
| 段 | (3) 通行の際支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、〔6 傾斜路 (その踊場を含む。)] の【2】に定める基準に適合する傾斜路を併設すること。 | ホ 通路等 (2)(二) |
| 突出物等 | (4) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。 | ホ 通路等 (1)(四) |
| 排水溝 | (5) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 | ホ 通路等 (1)(五) |
| 戸 | (6) 戸を設ける場合においては、〔3 出入口〕の【2】に定める基準に適合すること。 | ホ 通路等 (2)(三) |
| 照明設備 | (7) 照明設備を設けること。 | ホ 通路等 (2)(四) |

《移動円滑化経路を構成する通路の例》



《細目タイプの排水溝の溝ぶた（ノンスリップタイプ）》



- 排水溝の溝ぶたは、白状等が落ち込まない構造【2】(5)

6 傾斜路（踊場を含む。）

《基本的考え方》

- ・ やむを得ない理由で、移動円滑化経路上に段が生じる場合は、傾斜路を併設する。
- ・ 利用者動線に傾斜路を設ける場合は、一般の利用者も通行しやすいものとする。
- ・ 幅や勾配はできる限り余裕のあるものとする。

【1】一般の傾斜路

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 表面 | (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 | ホ 通路等 (1)(二) |
| 手すり | (2) 両側に手すりを2段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示すること。 | ハ 傾斜路 (1)(一) |
| 立ち上がり | (3) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。 | ハ 傾斜路 (1)(二) |
| 床面の識別 | (4) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。 | ハ 傾斜路 (1)(三) |

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【手すり】踊場を含み、設置する。
- 【手すり】上段は75～85cm、下段は60～65cm程度の高さとする。
- 【手すり】手すりは、傾斜路の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点字表示】点字等の表示は、手すりの水平部分に設ける。
- 【立ち上がり】立ち上がりは、5cm以上とする。

《望ましい整備》

- ◇【屋根・ひさし】屋外に設けられる傾斜路には、屋根又はひさしを設ける。

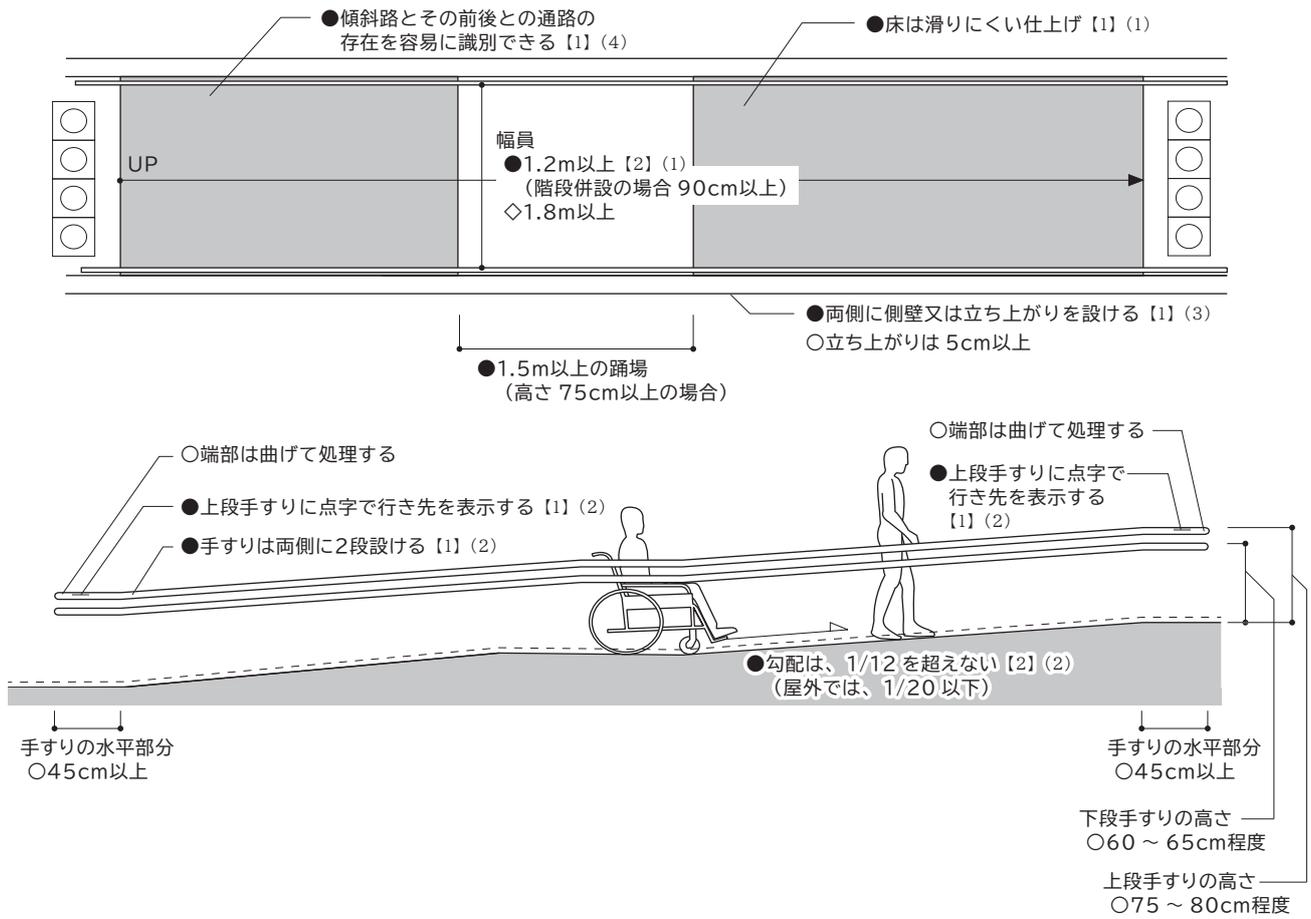
【2】移動円滑化経路を構成する傾斜路

| | | |
|----|---|-----------------|
| | 上記【1】の規定に定めるほか、次に定める構造とすること。 | ハ 傾斜路 (2) |
| 幅員 | (1) 幅は、階段に代わるものにあつては1.2m以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。 | ハ 傾斜路 (2)(一) |
| 勾配 | (2) 勾配は、1/12（屋外に設けられる場合においては、1/20）を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えないこと。 | ハ 傾斜路 (2)(二) |
| 踊場 | (3) 高さが75cm（屋外に設けられる場合においては、60cm）を超えるものについては、高さ75cm（屋外に設けられる場合においては、60cm）以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。 | ハ 傾斜路 (2)(三) |

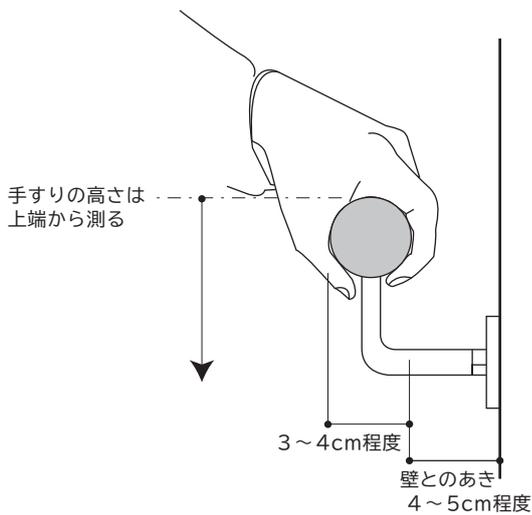
《望ましい整備》

- ◇【幅】幅は、1.8m以上とする。

《移動円滑化経路を構成する傾斜路》

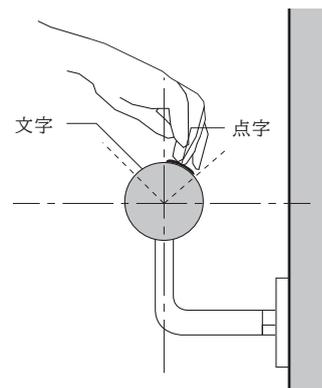


《手すりの形状》



《手すりの点字表示》

点字は、手で触れた時、指先により認識できる位置に設け、併せて文字により表示する。



7 階段（踊場を含む。）

《基本的考え方》

- ・階段は、高齢者、杖使用者、視覚障害者等の安全で円滑な移動に配慮したものとする。

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 表面 | (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | ホ 通路等 (1)(二) |
| 手すり | (2) 両側に手すりを連続して2段で設け、その上段の手すりの両端には、階段の行き先を点字で表示すること。 | ト 階段 (1) |
| | (3) 幅が4mを超えるものについては、中間に手すりを連続して設けること。ただし、踊場の部分については、この限りでない。 | ト 階段 (2) |
| 回り段 | (4) 回り段を設けないこと。 | ト 階段 (3) |
| 段の識別 | (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 | ト 階段 (4) |
| 段の構造 | (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 | ト 階段 (5) |
| 踊場 | (7) 高さが3mを超えるものについては、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けること。 | ト 階段 (6) |
| 立ち上がり | (8) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。 | ト 階段 (7) |
| 照明 | (9) 照明設備を設けること。 | ト 階段 (8) |

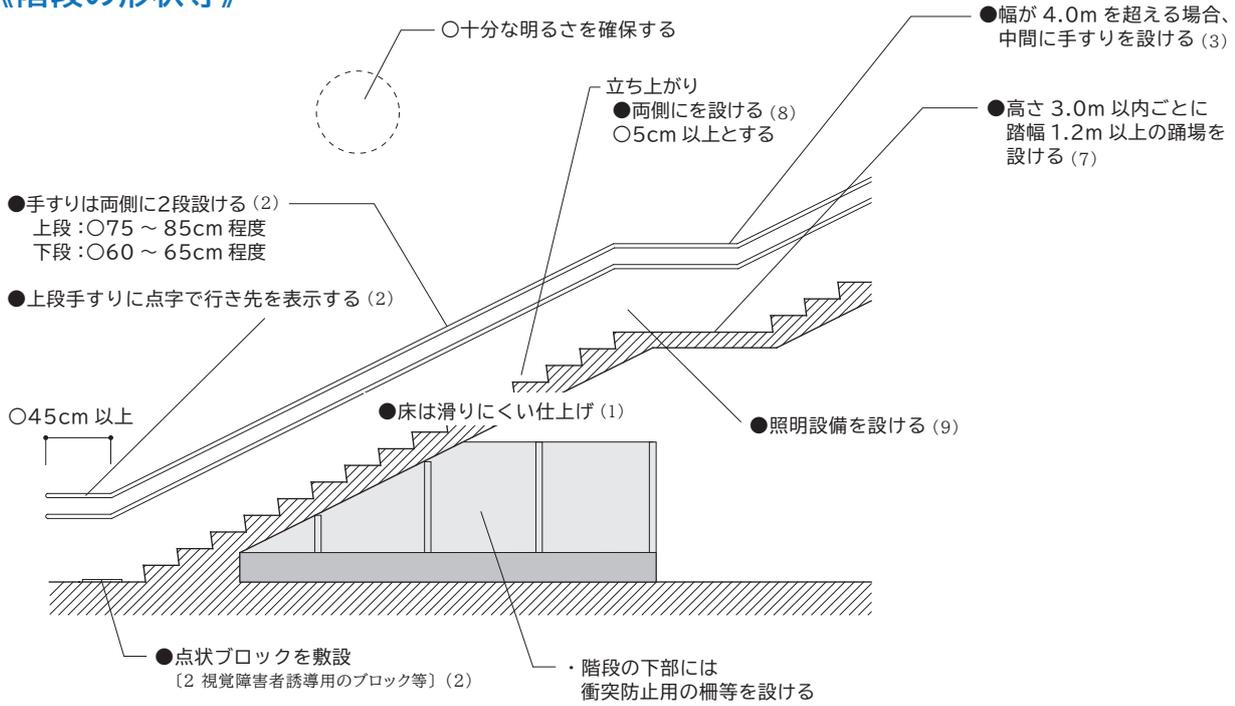
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【手すり】踊場を含み、設置する。
- 【手すり】上段は75～85cm、下段は60～65cm程度の高さとする。
- 【手すり】手すりは、階段の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点状ブロック】階段の上段及び下段に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設する。
- 【立ち上がり】杖等の落下を防止するために、階段の両側に立ち上がりを設ける。

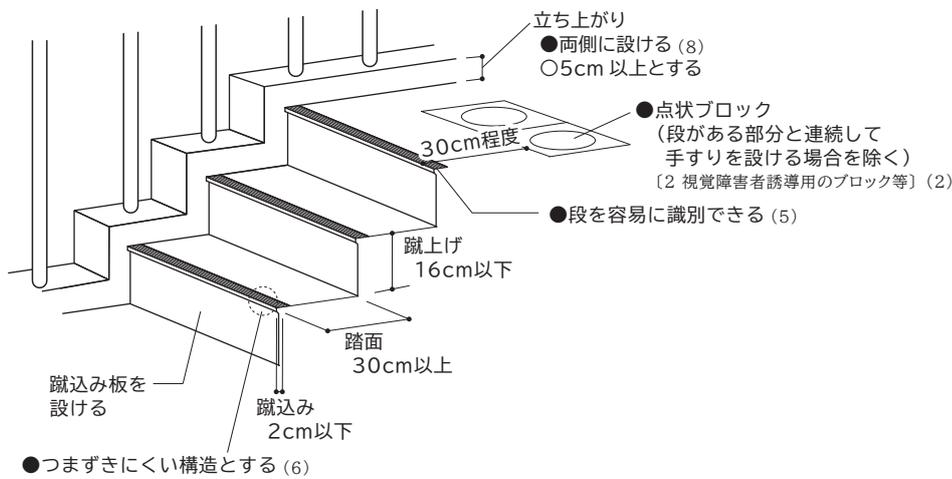
《望ましい整備》

- ◇【踊場の鏡】階段の踊場には、必要に応じて鏡を設ける。（階段の側面が見通せない場合など、聴覚障害者などの利用者が反対側からくる利用客の足音が聞こえず、衝突してしまうことを防ぐため。）

《階段の形状等》



《段の構造》



《踊場に設けた鏡》

利用者の衝突防止になる。



《幅4mを超える階段の中間手すり》



▶▶ コラム ▶▶

- 階段の段鼻や視覚障害者誘導用ブロックの識別には、明度差5度、輝度比 2.0 以上が望ましい。

8 昇降機（エレベーター）

《基本的考え方》

- ・ 移動等円滑化経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・ エレベーターは、利用者動線及び移動等円滑化経路から視認しやすい位置に設ける。
- ・ 一般利用者の動線と交差しないよう、乗降ロビーの空間を確保する。
- ・ 設置位置等によっては、スルー型、直角二方向型等の出入口が複数あるエレベーターの設置が有効な場合も考えられる。

【1】移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー

| | | |
|---------------|--|---------------------------|
| 籠の 大きさ | (1) 籠の幅は 1.4m 以上とし、籠の奥行きは 1.35m 以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、籠の奥行きが 1.35m 以上のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 | チ 昇降機 (1)(一) |
| 籠の 出入口 | (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。 | 令 18 条第 2 項 第五号ロ |
| | (3) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。 | チ 昇降機 (1)(二) |
| | (4) 籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 | 建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ト) |
| 制御装置 (操作盤) | (5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | 令 18 条第 2 項 第五号ホ |
| | (6) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置に設けられた制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。 | チ 昇降機 (1)(三) |
| 籠内 | (7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 | 令 18 条第 2 項 第五号ハ |
| | (8) 籠内には、手すりを設けること。 | 建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ホ) |
| | (9) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 | 建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ヘ) |
| 音声案内 | (10) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | チ 昇降機 (1)(四) |
| | (11) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 | チ 昇降機 (1)(五) |
| | (12) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。 | 建築物 チ 昇降機 (5)(四)(ニ) |
| 乗降ロビー | (13) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m 以上とすること。（令 18 条 2 五 二） | 令 18 条第 2 項 第五号ニ |
| | (14) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 | 令 18 条第 2 項 第五号ト |

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 緊急時対応 | (15) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けること。 | チ 昇降機 (1)(六) |
| 開延長対応 | (16) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 | チ 昇降機 (1)(七) |

【2】移動円滑化経路を構成するエレベーター

| | | |
|------|--|-----------|
| 設置台数 | 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、籠の幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。 | チ 昇降機 (2) |
|------|--|-----------|

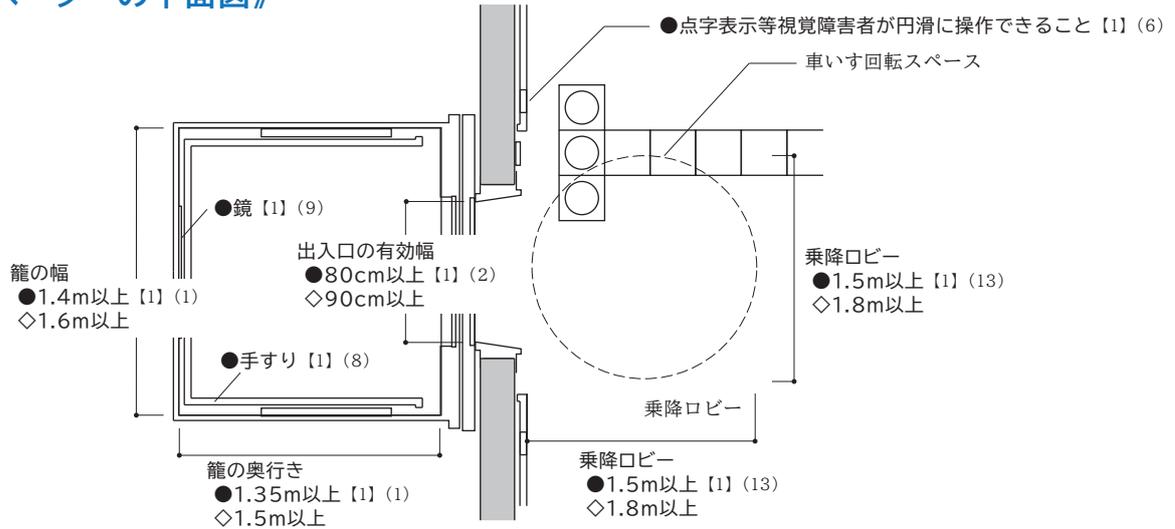
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【操作盤】階数ボタン等を押したことを、音、光で表示する操作設備とする。
- 【ボタンの配置】ボタンは高齢者、障害者等でも使用しやすい大きさとし、配列は千鳥配置とする。
- 【車椅子使用者対応操作盤】操作ボタンは高さ 1.0m 程度に設置する。
- 【点字表示】操作ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。
- 【緊急時対応】緊急時に対応するため、籠内部を確認できるカメラを設ける。
- 【緊急時対応】籠内に、故障を連絡するための表示装置、非常ボタン等を設ける。

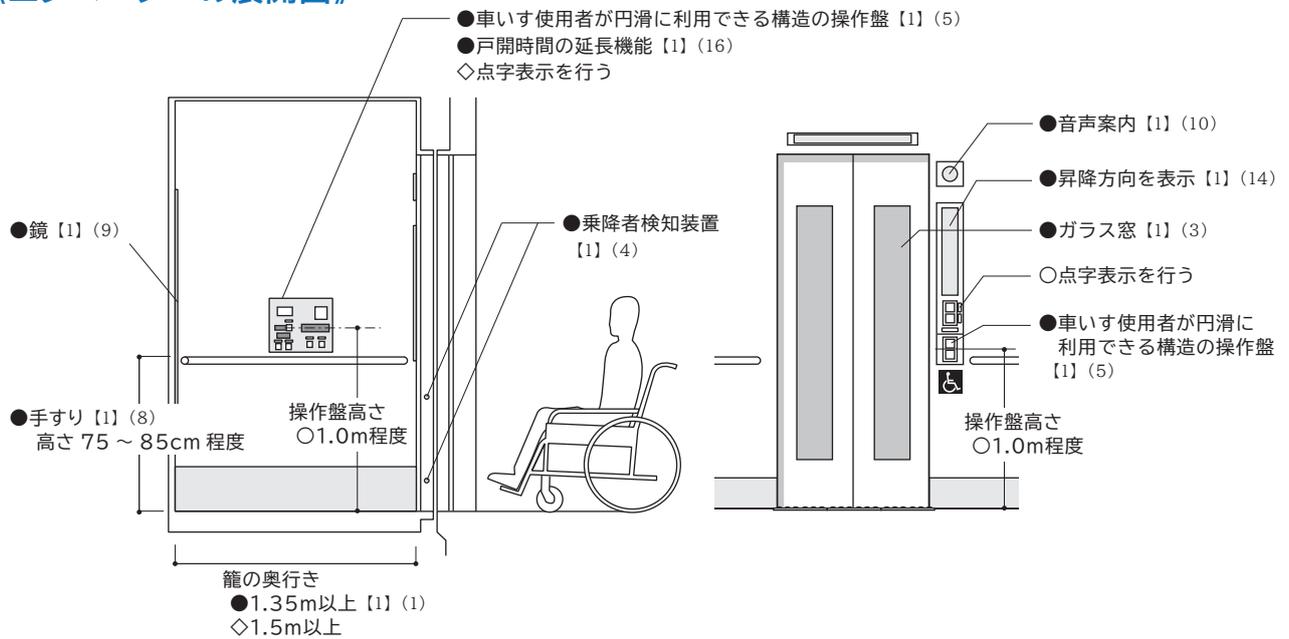
《望ましい整備》

- ◇【籠の大きさ】幅は 1.6m 以上、奥行きは 1.5m 以上とする。特に多くの利用者が見込まれる施設では、できる限り大きなエレベーターを設置する。
- ◇【乗降ロビー】幅 1.8m 以上、奥行き 1.8m 以上とする。
- ◇【点字表示】車椅子使用者の利用しやすい制御装置（操作盤）にも点字表示を行う。
- ◇【浮き彫り文字】各種ボタンは浮き彫り文字等とし、操作とボタンの位置を分かりやすくする。

《エレベーターの平面図》



《エレベーターの展開図》

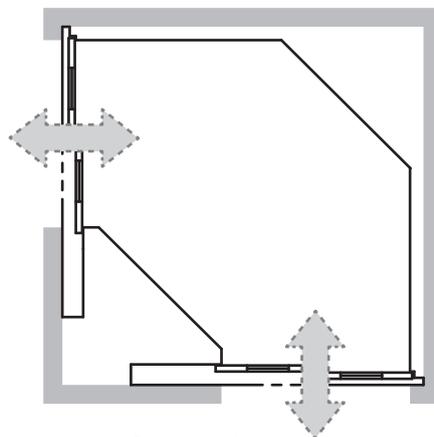


《かごの出入口が複数あるエレベーター》

- 開閉するかごの出入口を音声等により知らせる装置を設ける。【1】(12)



スルー型の例（手前から入り奥側に通過する）



直角二方向型の例

《浮き彫り文字》



》 コラム 》

- ・エレベーターを設置する場合は、列車の停止位置についても確認する。

8 昇降機（エスカレーター）

《基本的考え方》

- ・移動等円滑化経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エスカレーターにより移動等円滑化経路を構成する場合は、構造上の理由によりエレベーターを設けることが困難な場合に限る。
- ・施設管理者等は、車椅子使用者がエスカレーターを利用する場合には、他の利用者の利用ができなくなるなど車椅子使用者の精神的負担も大きいことに留意する。

【3】移動円滑化経路を構成するエスカレーター

| | | |
|----------|--|-----------------|
| 昇降方向 | (1) 上り専用のもので及び下り専用のもをそれぞれ設けること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。 | チ 昇降機 (3)(一) |
| 踏段 | (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。 | チ 昇降機 (3)(二) |
| 昇降の水平部分 | (3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあるものとする。 | チ 昇降機 (3)(三) |
| 踏段の識別 | (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。 | チ 昇降機 (3)(四) |
| くし板の識別 | (5) くし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。 | チ 昇降機 (3)(五) |
| 進入可否の表示 | (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 | チ 昇降機 (3)(六) |
| 幅 | (7) 幅は、80cm以上とすること。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。 | チ 昇降機 (3)(七) |
| 車椅子使用者対応 | (8) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。 | チ 昇降機 (3)(八) |
| 音声案内 | (9) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 | チ 昇降機 (3)(九) |

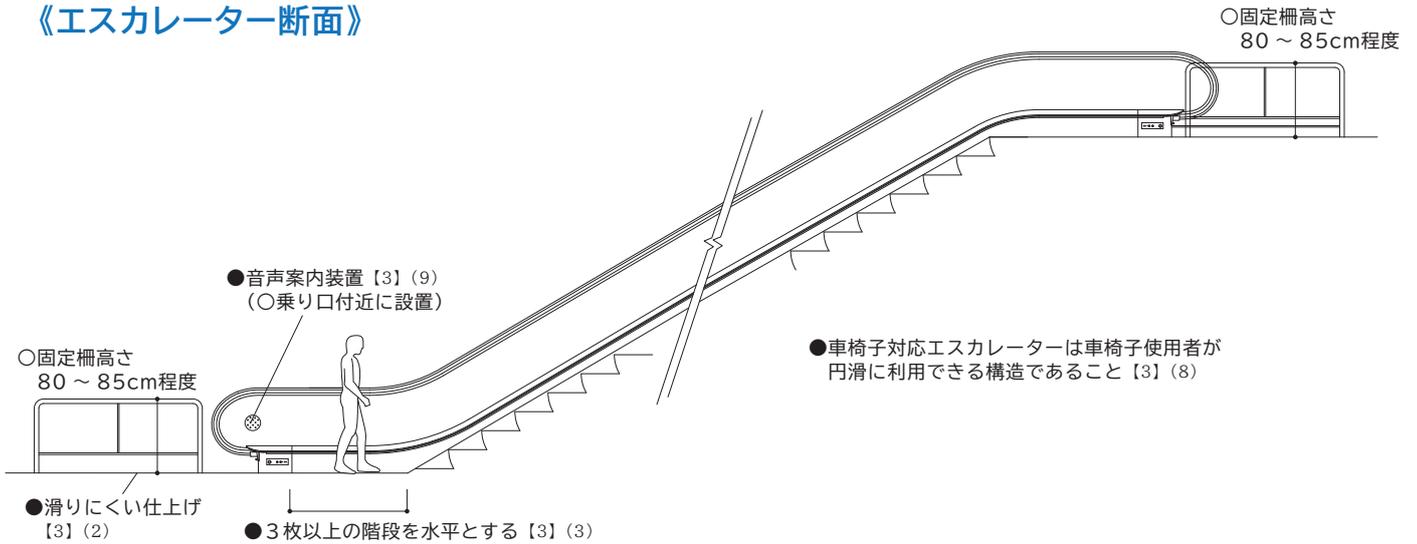
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【固定手すり】乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。
- 【車椅子使用者対応】施設管理者は、利用者が安全かつ円滑に昇降することができるよう十分な係員の配置を行う。
- 【音声案内】音声案内の音源は乗り口付近に設置する。

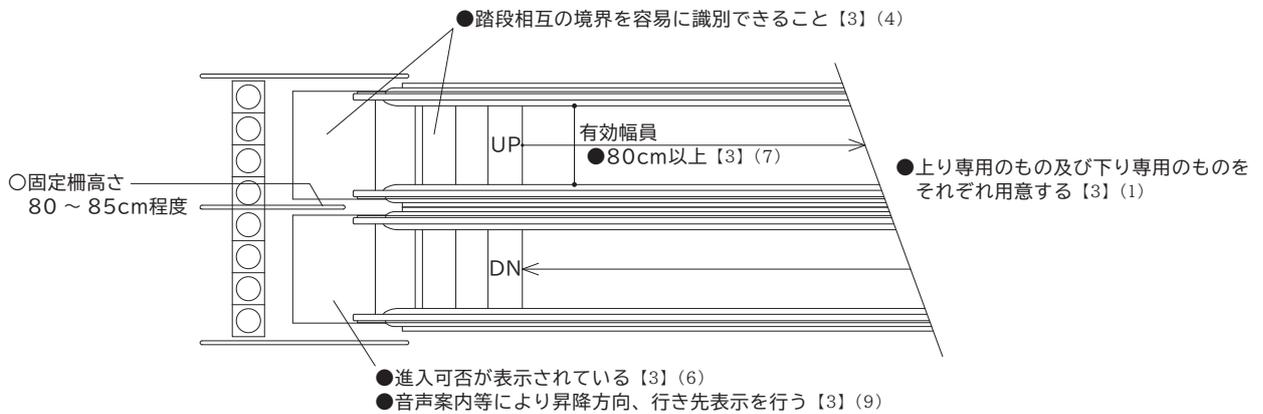
《望ましい整備》

- ◇【視覚障害者の誘導】エスカレーターに視覚障害者を連続誘導する場合は、以下の条件を満たすこととする。
 - ・乗り口方向のみに敷設する。
 - ・時間帯により、進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設する。
 - ・乗り口方向には、進行方向を示す音声案内を設置する。
- ◇【進行方向】2方向のエスカレーターが設けられる場合にあっては、原則として左側を進行方向とする。

《エスカレーター断面》



《エスカレーター平面》



《進入可否の表示》



《車椅子用車止め》

- 車椅子使用者対応エスカレーターの場合、昇降口において3枚以上の踏段が平坦であるものとする。



《係員呼出しボタン》



9 乗降場

《基本的考え方》

- ・乗降場では、高齢者や障害者等の転落防止に配慮して、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロック、その他の転落防止策を講じる。
- ・乗降場内の各種設備は、視覚障害者等の通行の妨げにならないように配置する。
- ・乗降場と車両の床面の段差が生じないように配慮する。

【1】鉄道の駅のプラットホーム

| | | |
|-------------------|---|-----------------|
| 表面 | (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | リ 乗降場 (1)(一) |
| 横断勾配 | (2) 排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。 | リ 乗降場 (1)(二) |
| 隙間 | (3) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。 | リ 乗降場 (1)(三) |
| 床面 | (4) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らであること。 | リ 乗降場 (1)(四) |
| 車椅子使用者が円滑に乗降できる設備 | (5) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合においては、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 | リ 乗降場 (1)(五) |
| 停止位置の表示 | (6) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。 | リ 乗降場 (1)(六) |
| 転落防止設備 | (7) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第二条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。 | リ 乗降場 (1)(七) |
| | (8) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれのない場合においては、この限りでない。 | リ 乗降場 (1)(八) |
| 警告設備 | (9) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。 | リ 乗降場 (1)(九) |
| 照明 | (10) 照明設備を設けること。 | リ 乗降場 (1)(十) |

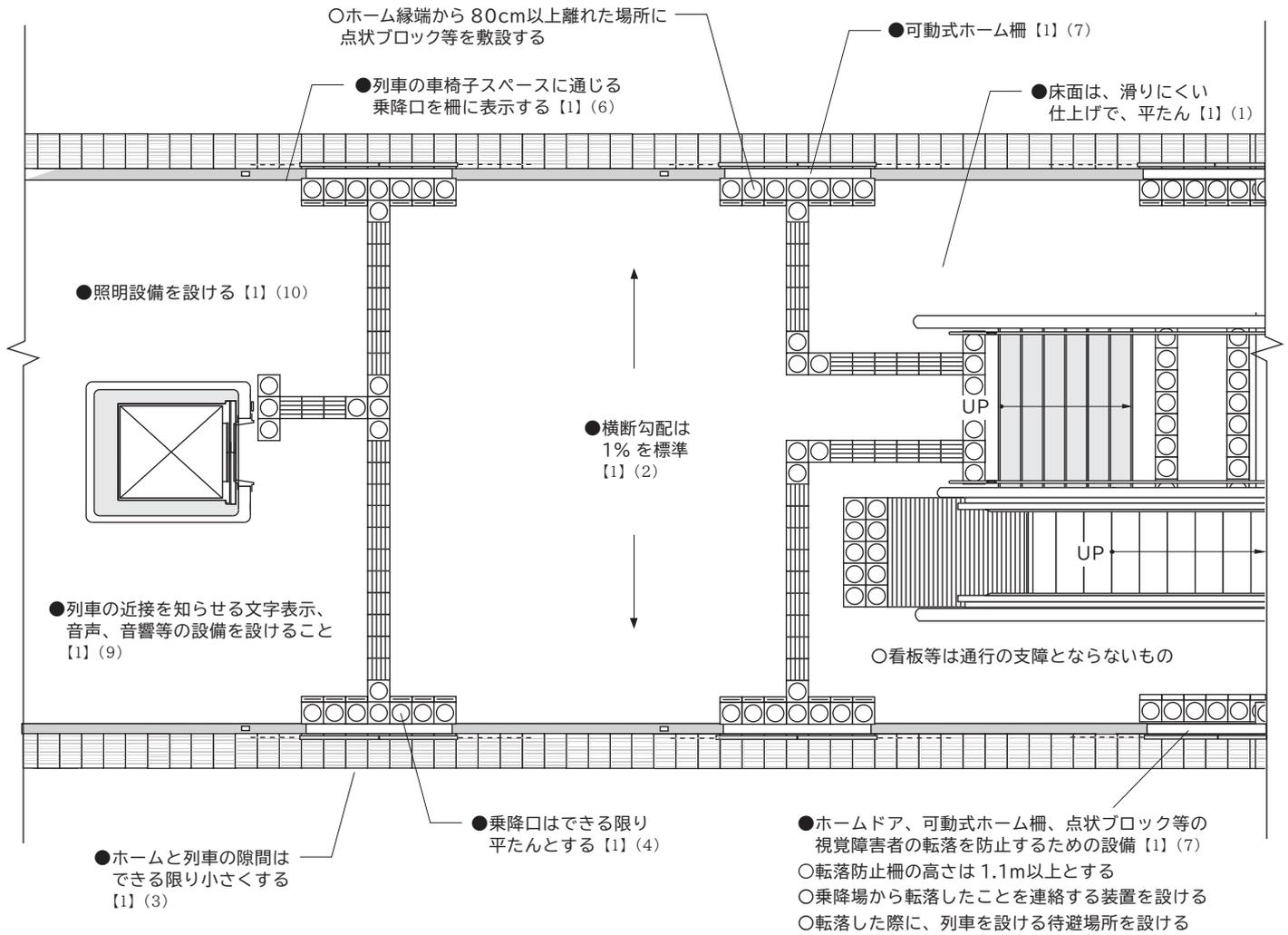
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 壁面や柱などに取り付ける看板等は、通行の支障とならないようにする。
- 【横断勾配】プラットホームに横断勾配を必要以上に設けると、車椅子使用者やベビーカーが転落する。そのため、排水のための勾配が必要な場合は、1%を標準とする。
- 【車椅子使用者対応】車椅子使用者の動線を円滑にするため渡し板等を備える。渡し板の幅は、車椅子が安全に乗降するために十分なものとする。
- 【視覚障害者対応】ホーム縁端から80cm以上離れた場所に内方線付き点状ブロック等を連続して敷設する。
- 【転落防止設備】乗降場から転落したことを緊急に連絡するための装置を設ける。
- 【転落防止設備】乗降場から転落した際に、列車を避ける待避場所を設ける。
- 【転落防止設備】転落防止用の柵の高さは、1.1m以上とする。

【2】鉄道の駅以外の乗降場

| | | |
|--|---------------------|----------|
| | 上記【1】に定める基準を準用すること。 | り 乗降場（2） |
|--|---------------------|----------|

《ホーム柵のある乗降場の整備例》



《列車の接近を文字により警告する設備》



《可動式ホーム柵》



10 便所

《基本的考え方》

- ・便所は利用しやすい場所に配置し、高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設ける。
- ・車椅子対応トイレを設置した上で、一般トイレに広めの便房を設け、乳幼児用ベッドや乳幼児用椅子、オストメイト用設備を設置するなど機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるトイレを整備する。

【1】出入口付近の案内設備

| | | |
|--------|--|---------|
| 男女の案内等 | 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、出入口付近に、男子用及び女子用の区分（当該区分がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 | 又 便所（1） |
|--------|--|---------|

【2】車椅子対応トイレ

| | | |
|-------|--|---------------|
| | 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便所を1以上設けること。 | 又 便所（2） |
| 設置数 | （1）男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設けること。 | 建築物ニ 便所（1） |
| 出入口の幅 | ア 出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 建築物ニ 便所（1）（一） |
| 戸の構造 | イ 出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 建築物ニ 便所（1）（二） |
| | ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 | 建築物ニ 便所（1）（三） |
| 段 | エ 出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。 | 建築物ニ 便所（1）（四） |
| 空間と設備 | オ 内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。 | 建築物ニ 便所（1）（五） |
| 床面 | カ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 建築物ニ 便所（1）（六） |
| 洗面器 | キ 次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （ア）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （イ）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする事 （ウ）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする事。 | 建築物ニ 便所（1）（七） |
| 案内表示 | （2）出入口又はその付近に、（1）に定める基準に適合する便所が設けられている旨の適切な表示をすること。 | 又 便所（2） |

【3】準車椅子対応トイレ

| | | |
|-------|---|--------------------|
| 設置箇所数 | 【2】車椅子対応トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。 | 又 便所（3） |
| 設備 | （1）車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。 | 建築物 ニ 便所 （2）（一） |
| 出入口の幅 | （2）出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 建築物 ニ 便所 （1）（一） |
| 戸の構造 | （3）出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 建築物 ニ 便所 （1）（二） |
| 段 | （4）出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。 | 建築物 ニ 便所 （1）（四） |
| 洗面器 | （5）次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 イ もたれかかったときに耐える強固なものとする事 ウ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする事。 | 建築物 ニ 便所 （1）（七） |
| 案内表示 | （6）出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること。 | 又 便所（3） |

※一般トイレが「男子トイレ」及び「女子トイレ」と区分されている場合、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに1以上設置が必要であるが、男女共用トイレとすることも可とする。

【4】男子用小便器

| | | |
|--------------|---|-----------------|
| 男子用小便器 | 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合するものとする事。 | 又 便所（4） |
| 低リップ &手すり | （1）利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、両側に手すりを適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。 | 建築物 ニ 便所 （5） |

【5】乳幼児用椅子及び乳幼児のおむつ換えができる設備

| | | |
|---------|---|----------------|
| 育児用施設 | 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 | 又 便所（5） |
| 乳幼児用ベッド | （1）便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。 | バリアフリー条例第6条第1号 |
| 乳幼児用椅子 | （2）便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。 | バリアフリー条例第6条第2号 |

| | | |
|------|--|--------------------|
| 案内表示 | (3) 当該便所の出入口に、乳幼児用ベッド及び乳幼児用椅子の設備を設けている旨を表示すること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に乳幼児用ベッドが設けられている場合は、この限りでない。 | バリアフリー条例 第6条第3号 |
|------|--|--------------------|

※一般トイレが「男子トイレ」及び「女子トイレ」と区分されている場合、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに1以上設置が必要であるが、男女共用トイレに設置することも可とする。

建築物 ニ 便所(6)

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成20年埼玉県条例第42号。以下「バリアフリー条例」という。）第6条各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

【6】オストメイト用設備

| | | |
|-----------|--|---------|
| オストメイト用設備 | 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 | ヌ 便所(6) |
|-----------|--|---------|

※一般トイレが「男子トイレ」及び「女子トイレ」と区分されている場合、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに1以上設置が必要であるが、男女共用トイレに設置することも可とする。

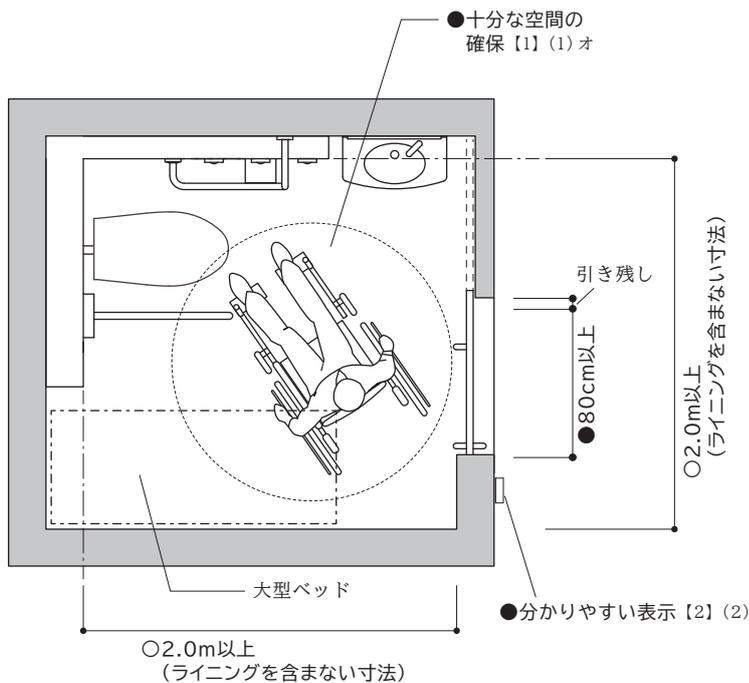
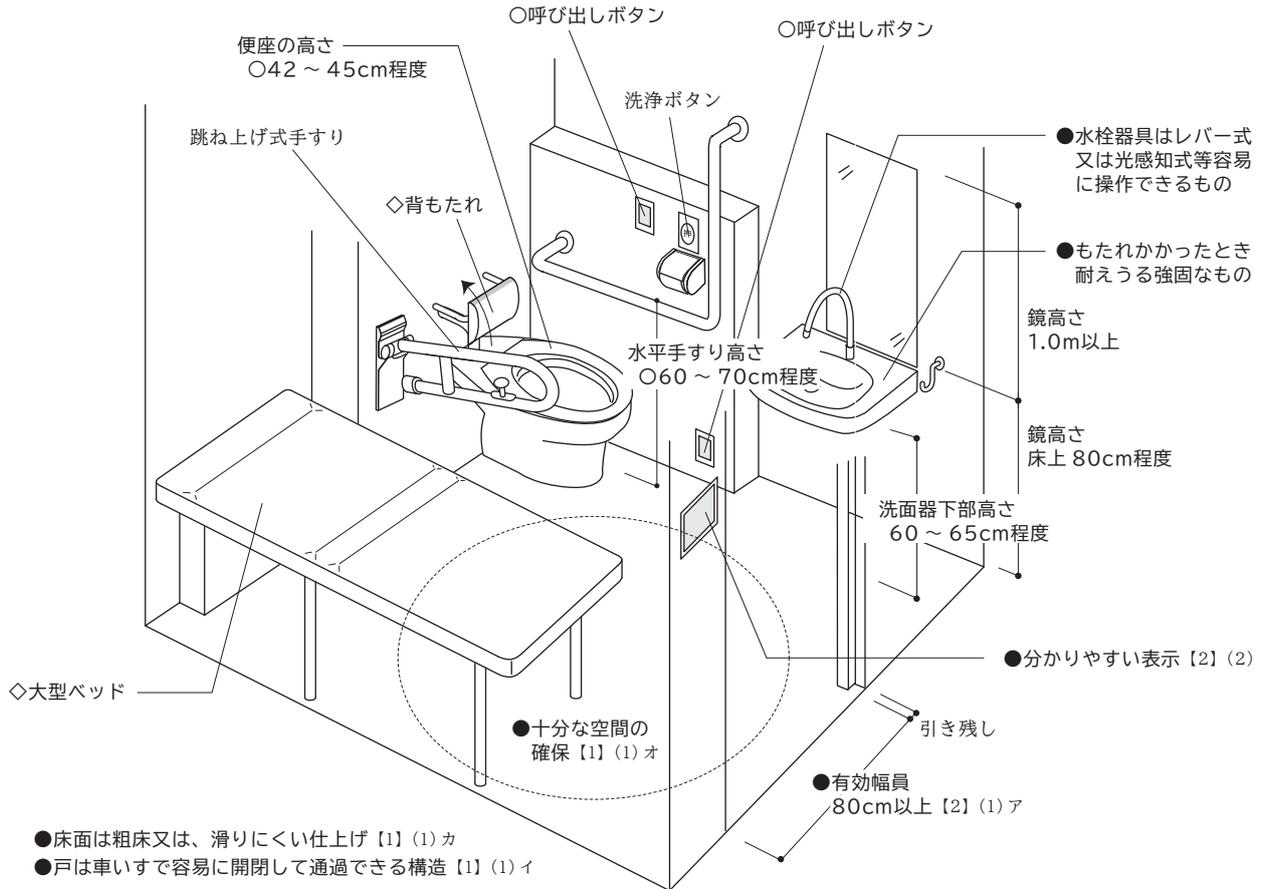
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【洗浄ボタン】洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。
- 【器具等の配置】紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置については、JIS S 0026にあわせたものとする。
- 【点字表示】点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922 にあわせたものとする。
- 【車椅子対応トイレの戸】戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60～70cm程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。

《望ましい整備》

- ◇【呼び出しボタン】非常用の呼び出しボタンは床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、紐でも操作できるものとする。
- ◇【フック】小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。
- ◇【オストメイト用設備】温水設備を設ける。
- ◇【非常時】視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を天井等に設ける。
- ◇【スペース】車椅子対応トイレの出入口の戸から50～70cmの範囲には、壁に付属物を設置しない。
- ◇【背もたれ】車椅子対応トイレの便座には背もたれを設置する。
- ◇【大型ベッド】車椅子対応トイレには大型の折り畳み式ベッドを設ける。その場合、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。
- ◇ベビーチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設置する。

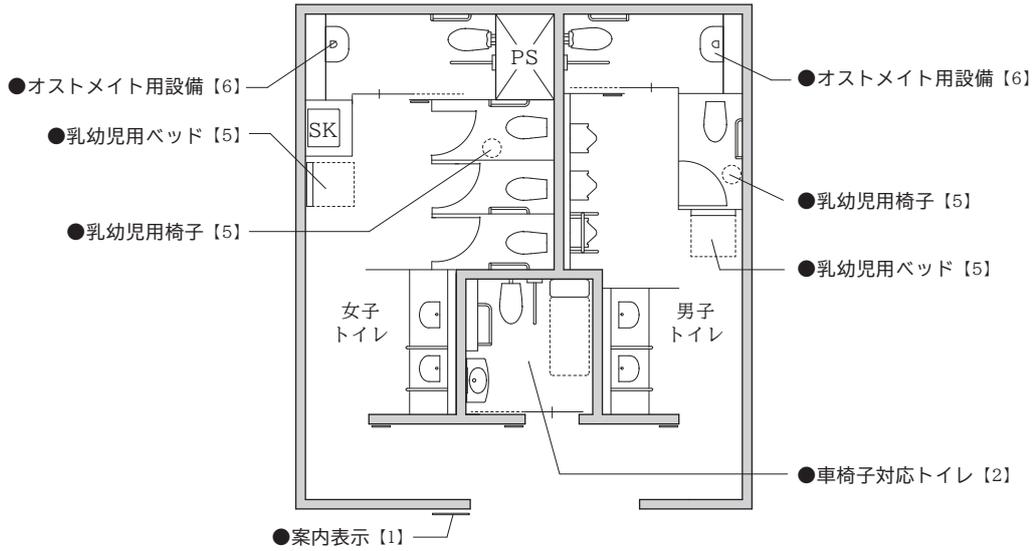
《車椅子対応トイレの例》



《案内表示の例》

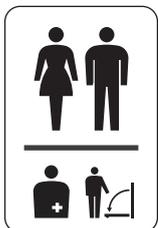
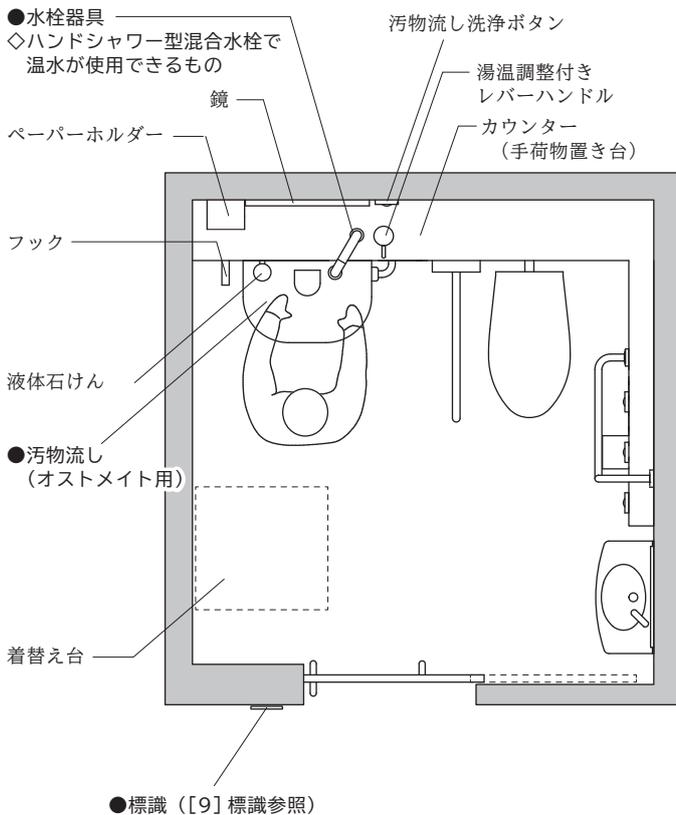


《トイレの配置例》



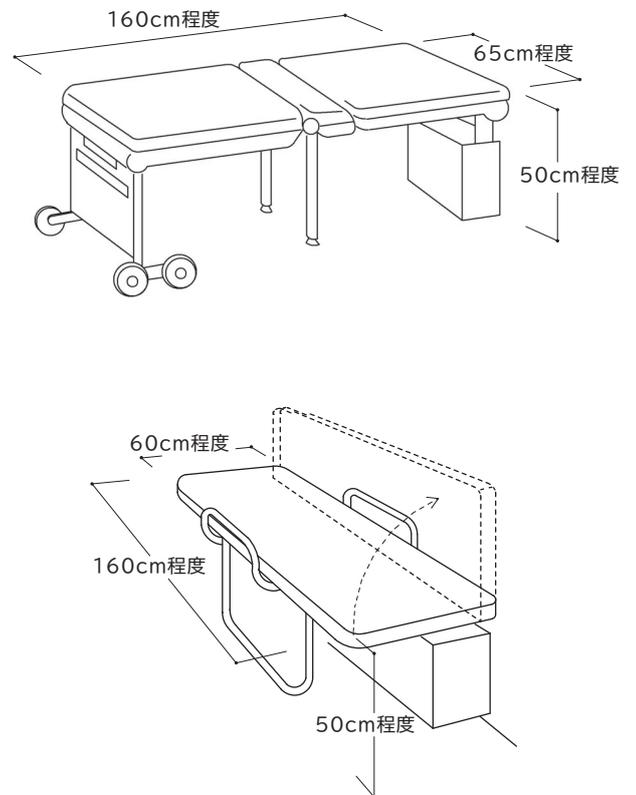
出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 95ページ【図8.1】（一部、変更しています。）

《オストメイト対応トイレの例》



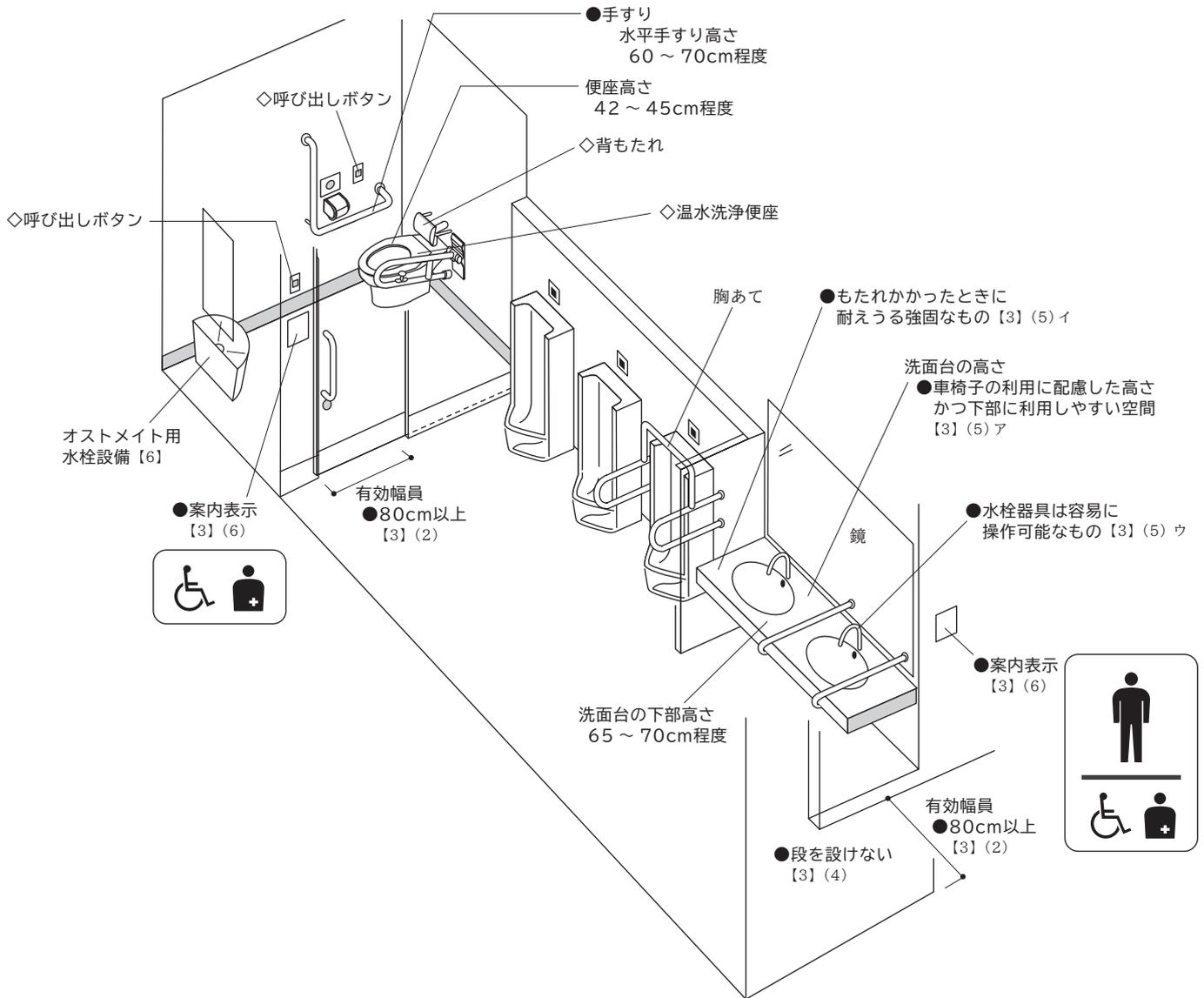
《折り畳み式大型ベッドの例》

（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



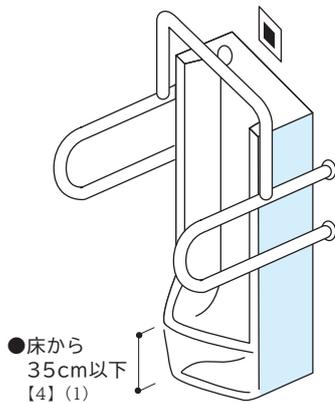
出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版
102ページ【図8.12】（一部、変更しています。）

《一般トイレの例》



《手すり付き床置き式小便器》

- 手すり付きの床置き式、壁掛け式の小便器を設ける【4】(1)



《便所配置案内板（点字表示、触知図）》



《ピクトの例》 ※ 案内用図記号（JIS Z 8210）



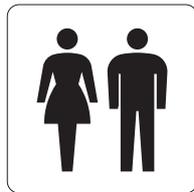
お手洗
Toilets



男性
Men



女性
Women



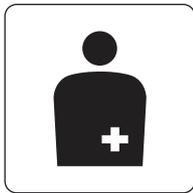
男女共用お手洗
All gender toilet
(2020年5月20日～)



子どもお手洗
Children's toilet
(2020年5月20日～)



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



オストメイト用設備 /
オストメイト
Facilities for Ostomy
or Ostomate



ベビーチェア
Baby chair
(2020年5月20日～)



おむつ交換台
Diaper changing
table
(2020年5月20日～)



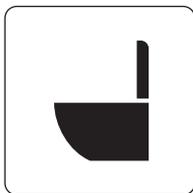
介助用ベッド
Care bed
(2020年5月20日～)



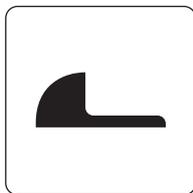
着替え台
Changing board
(2020年5月20日～)



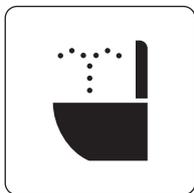
乳幼児用設備
Nursery
(～2019年7月19日)



洋風便器
Sitting style toilet
(2019年2月20日～)



和風便器
Squatting style
toilet
(2019年2月20日～)



温水洗浄便座
Spray seat
(2019年2月20日～)

11 カウンター等

《基本的考え方》

- ・案内所等のカウンターは、車椅子使用者はじめ、誰もが円滑に利用できるよう配慮する。
- ・カウンターの高さ、蹴込み、下部の空間等について、車椅子使用者の利用しやすいものとする。

| | | |
|--------|--|----------|
| カウンター等 | 利用者の用に供するカウンター等を設ける場合においては、それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。 | ル カウンター等 |
|--------|--|----------|

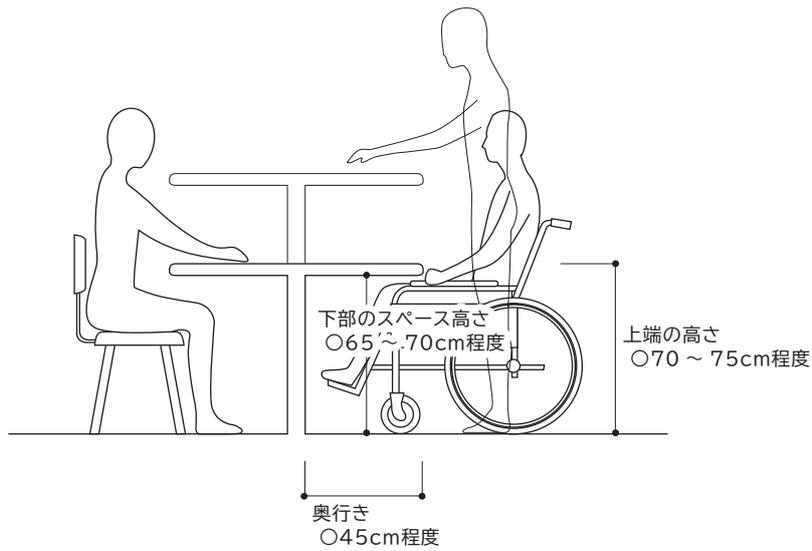
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【車椅子使用者用カウンター】車椅子使用者用カウンターの高さは、上端で70～75cm程度とする。下部には高さ65～70cm程度、奥行き45cm程度の空間を設ける。

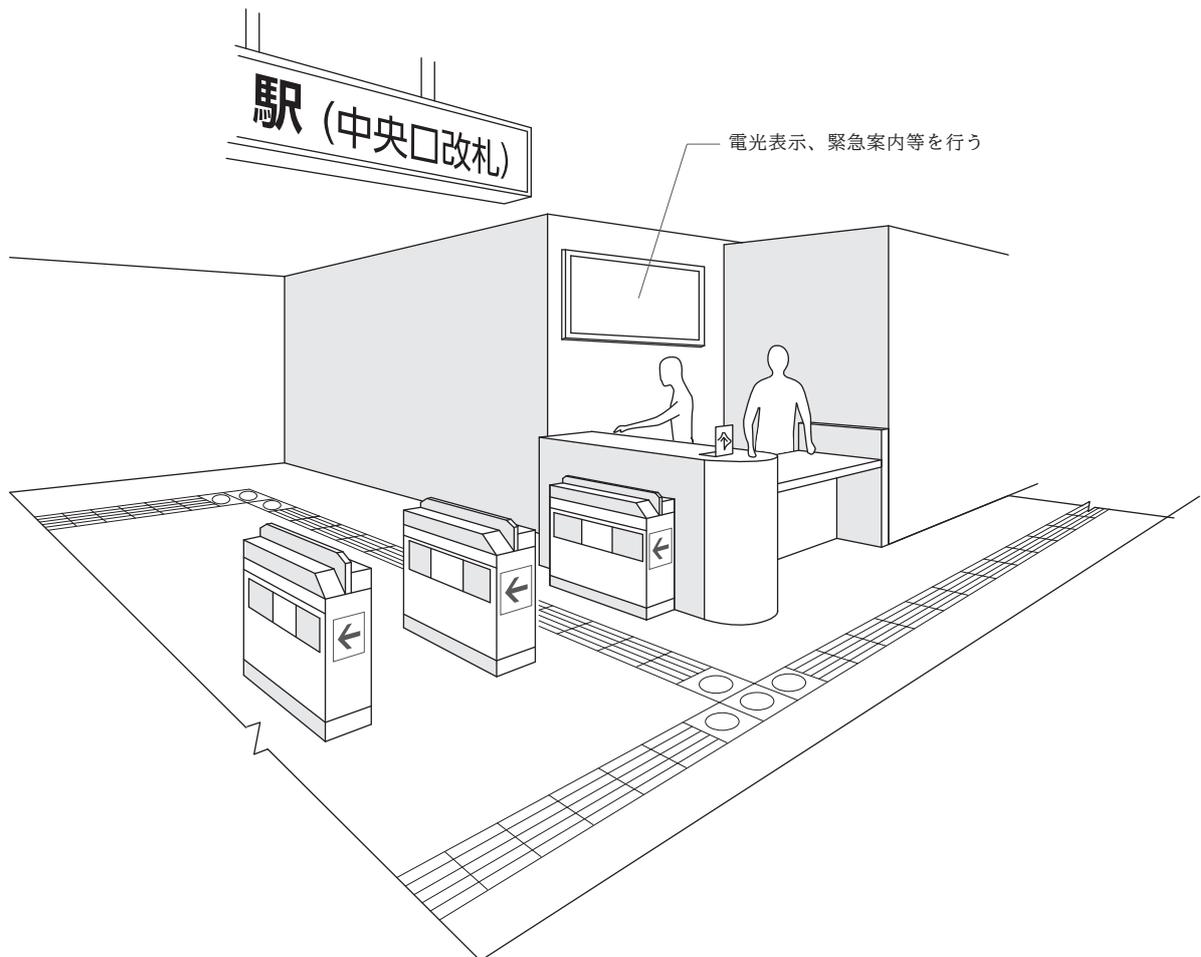
《望ましい整備》

- ◇【立位用】立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設ける。
- ◇【音声以外の呼び出し】利用者の呼び出しを行うカウンターでは、音声による呼び出しのほか、聴覚障害者用に電光掲示板やバイブレーター機能付き呼び出し器を用意する。
- ◇【聴覚障害者対応】筆談等が可能な機器・メモを設け、利用できる旨の表示を行う。

《カウンターの例》



《改札口のカウンターの例》



12 案内板等

《基本的考え方》

- ・案内板及び案内表示等を設ける場合は、誰もが認識しやすいように設置場所、高さ、文字の大きさ、形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に緊急通報及び避難情報が円滑に伝達される音声及び視覚表示設備等を適切に設ける。

| | | |
|-----------|---|------------------|
| 案内板等 | (1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 | ヲ 案内板等 (1) |
| 位置等 | ア 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。 | ヲ 案内板等 (1)(一) |
| 文字の大きさ等 | イ 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。 | ヲ 案内板等 (1)(二) |
| 視覚障害者への配慮 | ウ 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。 | ヲ 案内板等 (1)(三) |
| 出入口付近の案内 | (2) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。 | ヲ 案内板等 (2) |
| 表示板等 | (3) 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、それぞれ、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けること。 | ヲ 案内板等 (3) |
| 聴覚障害者への配慮 | (4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。 | ヲ 案内板等 (4) |
| 避難誘導灯 | (5) 消防法第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な施設（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要な施設に限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとするよう努めること。 | ヲ 案内板等 (5) |
| 情報提供 | (6) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 | ヲ 案内板等 (6) |

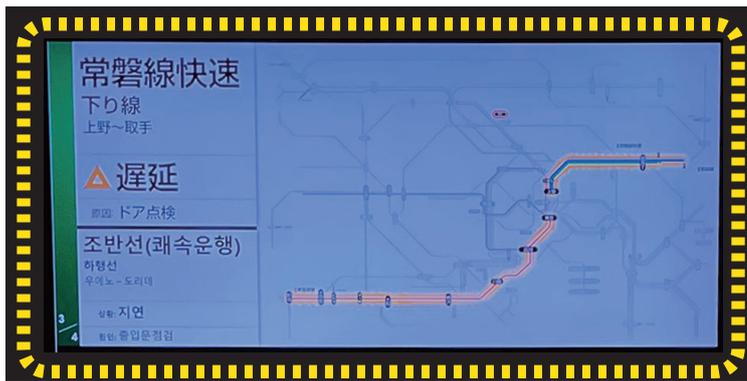
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【案内板等】エレベーター、車椅子対応トイレを案内板に表示する。
- 【下端高さ】突出型の室名札を設ける場合は、下端 2.0m以上を標準とする。
- 【設置位置】案内板は、車椅子使用者にも分かりやすい位置に設ける。
- 【文字等の大きさ】案内板等の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差に配慮する。
- 【多言語表記】駅等では、多言語表記とする。
- 【非常時】車椅子対応トイレまたはトイレの天井等には、聴覚障害者等のために緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を設ける。

《望ましい整備》

- ◇【文字等の大きさ】出入口名、改札口名、行き先、旅客施設名など主要な用語は、日本語と英語等を併記する。
- ◇【音声誘導装置】案内板等には、必要に応じて音声誘導装置を設ける。
- ◇【聴覚障害者対応】利用者のための案内所、受付等に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳者を配置するか又は筆談等が可能な機器を設ける。
- ◇【情報提供】利用者のために施設の案内、呼び出し、注意喚起、緊急避難その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合は、併せて電光文字表示による情報提供を行う。

《電光掲示板による情報提供》



《駅構内案内図 (文字と触知図による案内)》



《日本語と英語等を併記したサイン》



▶▶ コラム ▶▶

- ・音声によって利用者への案内放送等をする場合は、併せて文字など視覚表示による情報提供を行う。

13 券売機

《基本的考え方》

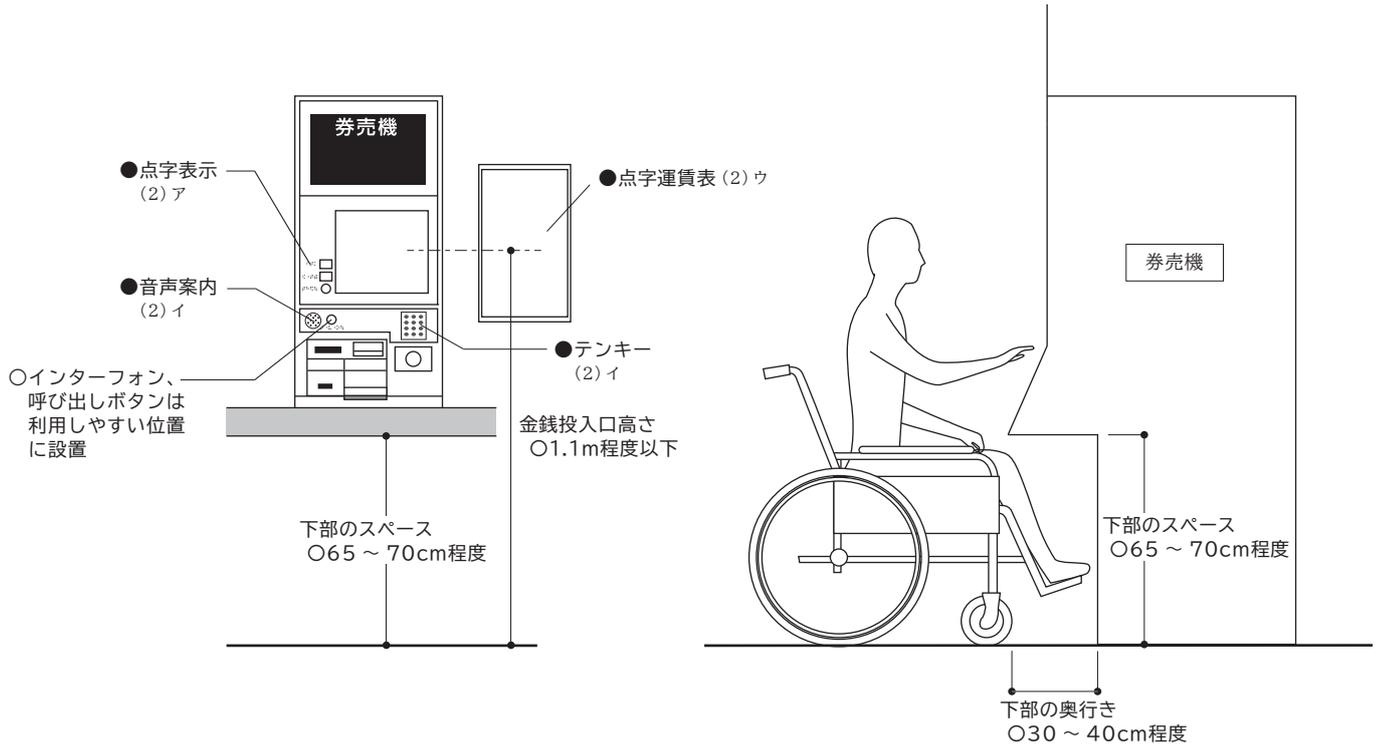
- ・券売機、精算機等は、車椅子使用者及び視覚障害者等をはじめ、誰もが円滑に利用できるものとする。

| | | |
|------------|--|--------------|
| 設置数 | 券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機をそれぞれ1以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合においては、この限りでない。 | ワ 券売機 |
| 車椅子使用者への配慮 | (1) 金銭投入口、ボタン等の高さは、車椅子使用者の円滑な利用に配慮したものとすること。 | ワ 券売機 (1) |
| 視覚障害者への配慮 | (2) 視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に定める基準に適合するものとすること。 | ワ 券売機 (2) |
| 点字表示 | ア ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行うこと。 | ワ 券売機 (2)(一) |
| 音声案内 | イ ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。 | ワ 券売機 (2)(二) |
| 点字運賃表 | ウ 券売機の横には、点字による運賃表を設けること。 | ワ 券売機 (2)(三) |

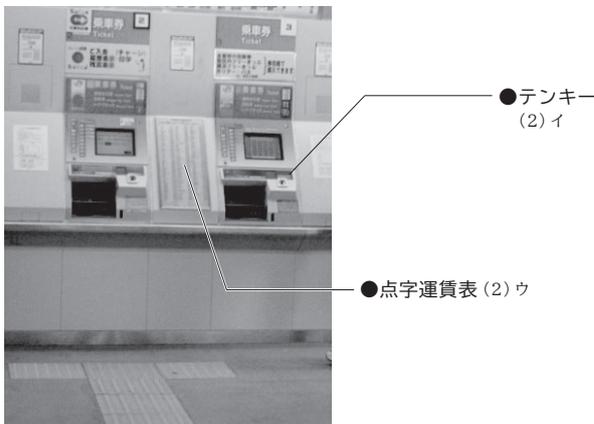
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【高さ】金銭投入口は、1.1m程度の高さとする。
- 【下部のスペース】車椅子使用者が利用しやすいよう下部の空間を確保する。高さは65～70cm程度、奥行きは30～40cm程度とする。
- 【設備】インターホン、呼び出しボタン等は利用しやすい高さ、構造とする。
- 【誘導用ブロック】視覚障害者が券売機に円滑に利用するために視覚障害者誘導用ブロック等又は音声により案内誘導を行うものとする。

《券売機》



《視覚障害者に配慮した券売機》



》》 コラム 》》

- ・ 高齢者やロービジョン者に配慮し、タッチパネル式の表示画面、操作画面の文字はゴシック体とし、出来る限り大きな表示し、配色に留意することが望ましい。

14 育児用施設

《基本的考え方》

- ・公共交通施設においては子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・乳幼児を連れた保護者等が、気軽に外出し、社会参加できるよう、授乳場所やおむつ替えのできる場所を1以上設ける。

| | | |
|--------|---|-------------|
| 授乳室の設置 | (1) 育児用施設を設けるよう努めること。 | カ 育児用施設 (1) |
| 案内表示 | (2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。 | カ 育児用施設 (2) |

*1 育児用施設

乳幼児用ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所

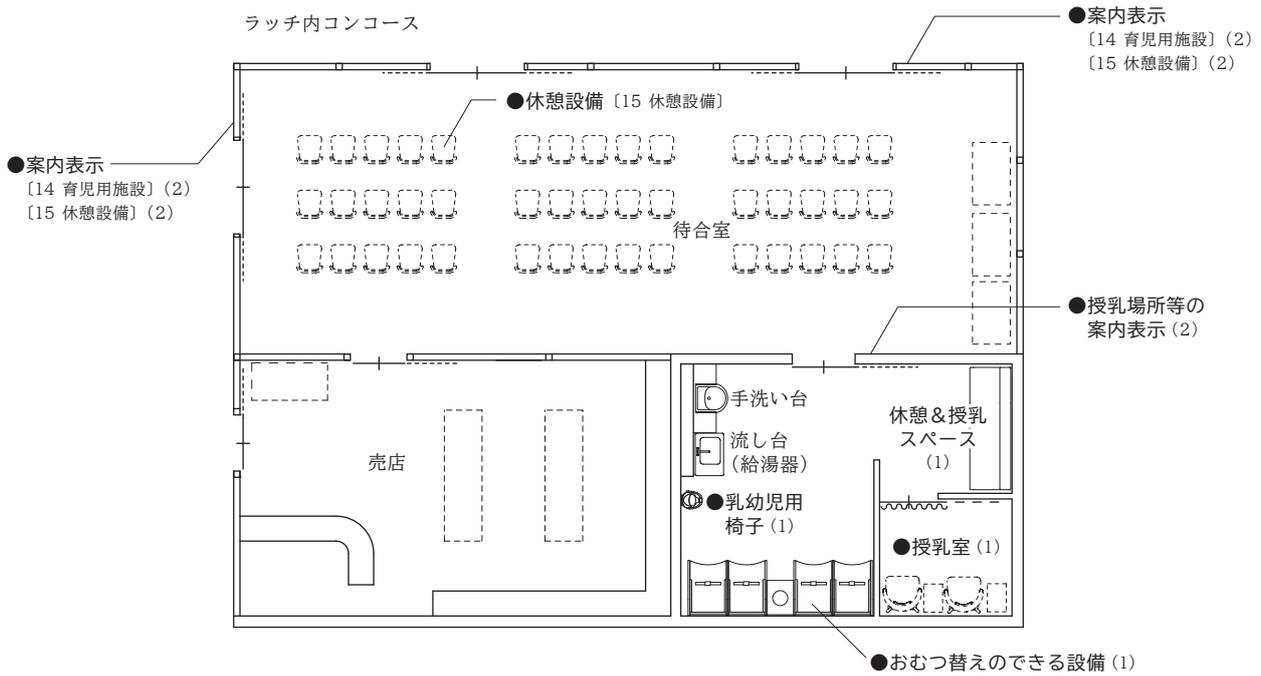
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【設置】授乳室及びおむつ替えの場所として独立した部屋を設ける。ただし、プライバシーの確保に配慮し、待合室等の一部を区画利用して設けることでもよい。
- 【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

《望ましい整備》

- ◇【授乳スペース】人目を気にせず母乳をあげられるようにプライバシーに配慮し、カーテンで仕切ることなど、専用の授乳スペースを設ける。また、授乳スペースの入口には男性の入室を禁じる注意表示を行う。
- ◇【男女利用できるスペース】男性による哺乳瓶での授乳やおむつ替えにも配慮し、男女にかかわらず利用できるスペースを設ける。合わせて、給湯や哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。

《待合室、売店、授乳室の配置例》



《授乳場所のサイン例 (JIS Z 8210)》



ベビーケアルーム

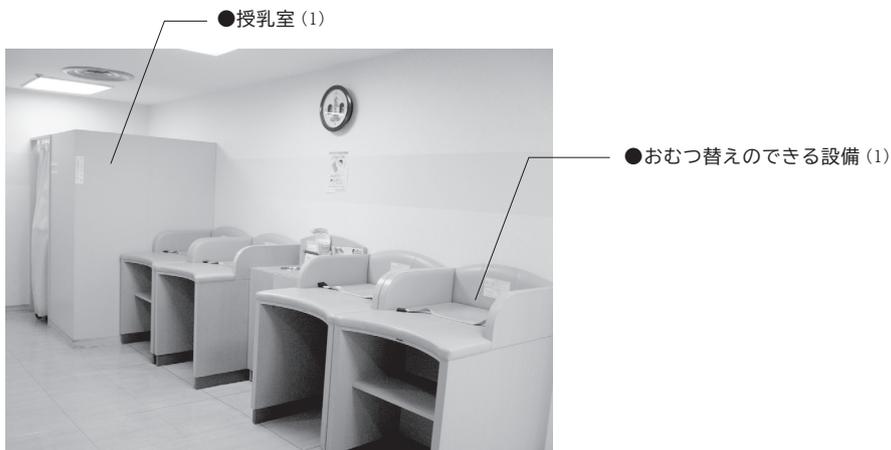


授乳室 (男女共用)



授乳室 (女性用)

《授乳、おむつ替え設備の例》



15 休憩設備

《基本的考え方》

- ・利用者の休憩の用に供するベンチ、水飲み場等の休憩設備を設ける。
- ・ホームのスペースに応じて、温度調節が困難な人にも安心して利用できる空調設備のある休憩設備を設ける。

| | | |
|---------|---|------------|
| 休憩施設の設置 | (1) 休憩設備を設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。 | ヨ 休憩設備 (1) |
| 案内表示 | (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。 | ヨ 休憩設備 (2) |

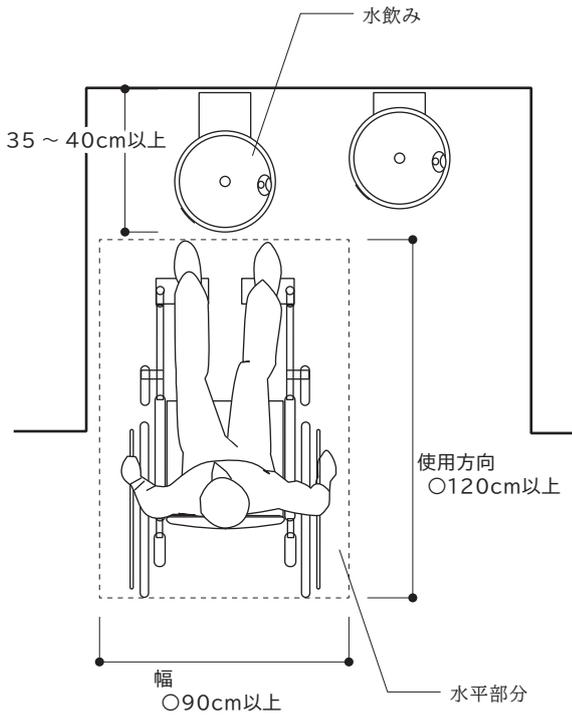
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【ベンチ等の位置】ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないような措置を講ずる。
- 【空間の確保】車椅子使用者のためには、休憩等ができる十分な空間を確保する。
- 【水飲み場】水飲み場は平たんとし、水飲み口の高さ、下部空間、水栓器具等に配慮する。また、平たん部分は幅 90cm 以上、使用方向 1.2m 以上とする。
- 【水飲み台】水飲み台の高さは 70～75cm とし、壁付きの場合は、奥行き 35～40cm 程度とする。

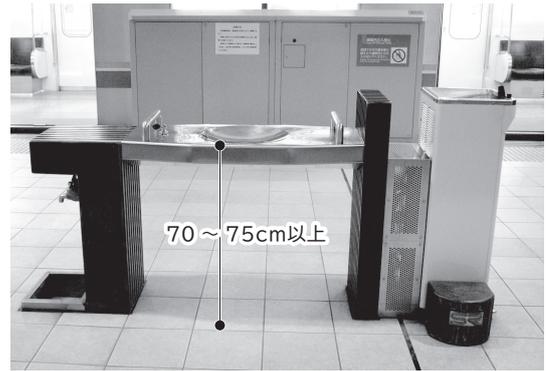
《望ましい整備》

- ◇【救護室】急病人やけが人などのため、救護室を設ける。
- ◇【待合所】冷暖房設備を設ける。

《アルコーブ状の水飲み設備》



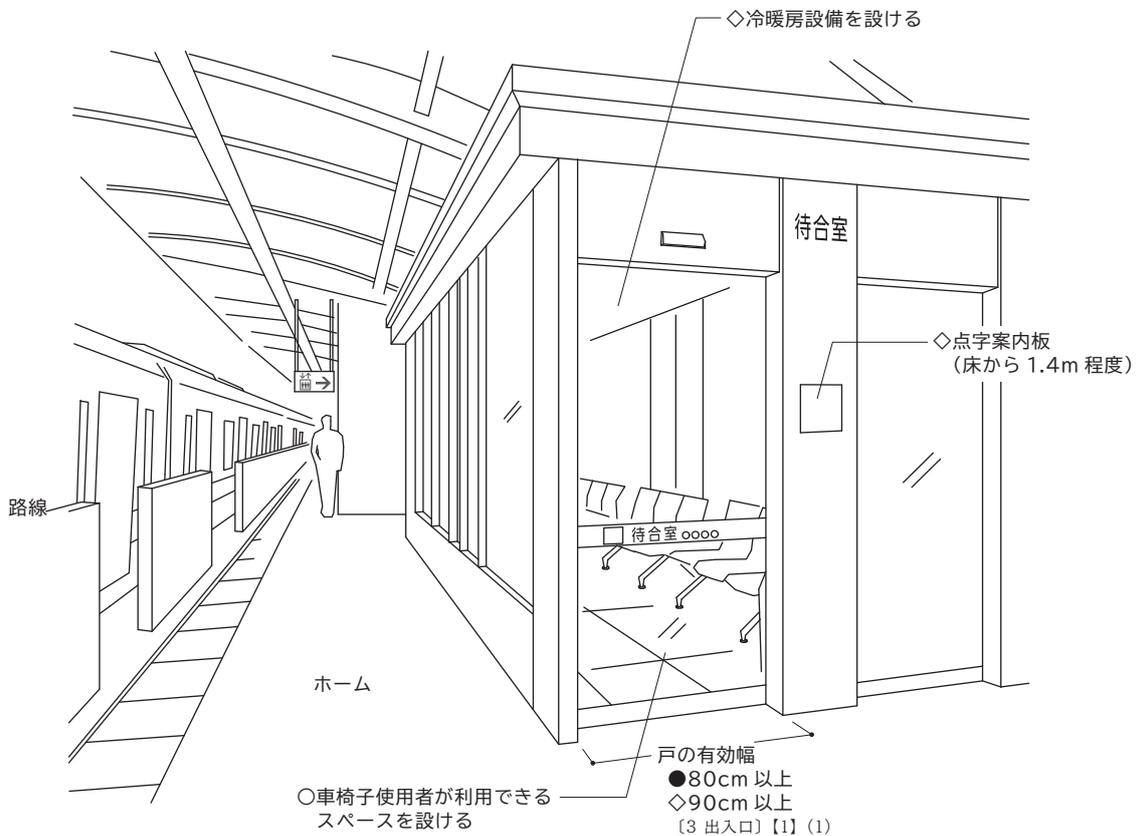
《水飲み場》



《ホーム上のベンチ》



《乗降場に設けた旅客待合所の例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年(2019年)3月改訂版 419ページ【図12.2】(一部、変更しています。)

【引用・参考文献】

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- ・編集：国土交通省
- ・平成 29 年 3 月

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編)

- ・編集：国土交通省
- ・平成 30 年 7 月

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】

- ・編集：国土交通省
- ・平成 24 年 3 月

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

- ・編集：埼玉県
- ・平成 17 年 3 月

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

- ・編集：東京都
- ・平成 31 年(2019 年) 3 月改訂版

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 第 4 版

- ・編集：日本建築行政会議
- ・平成 29 年 3 月

【アドバイザー】

高橋儀平(東洋大学名誉教授)

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

令和 3 年 7 月発行

【編集・発行】埼玉県 福祉部 福祉政策課

電話：048-830-3223

FAX：048-830-4801